○市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則

平成15年9月10日 規則第117号

名古屋市公害防止条例施行細則(昭和48年名古屋市規則 第73号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 工場、事業場等に対する規制等

第1節 大気汚染に関する規制 (第6条-第19条)

第2節 水質汚濁の防止 (第20条-第22条)

第3節 騒音等に関する規制(第23条-第42条)

第4節 化学物質の適正管理(第43条-第47条)

第5節 土壌及び地下水の汚染に関する規制 (第48 条一第56条)

第6節 地下水の採取に関する規制等(第57条―第 75条)

第3章 廃棄物等の焼却の制限(第76条・第77条)

第4章 環境への負荷の低減に係る措置

第1節 建築物に係る環境への負荷の低減(第78条 一第82条)

第2節 事業活動に伴う地球温暖化の防止(第83条 一第85条)

第3節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 (第86条―第99条)

第5章 雑則 (第100条—第105条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の健康と安全を確保する環境の 保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号。以下 「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるも のとする。

(特定化学物質)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第2項に規定する第1種指定化学物質とする。

(特定化学物質等の要件)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める要件は、特定化 学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促 進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第5条 に規定するとおりとする。

(規則で定める温室効果ガスの排出)

- 第4条 条例第2条<u>第11号</u>ウの規則で定める行為は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 他人から供給された水の使用
 - (2) 他人に委託して行う廃棄物の焼却
 - (3) その他間接的に温室効果ガスを排出することとなる行為として地球温暖化対策指針で定めるもの

第5条 削除

第2章 工場、事業場等に対する規制等

改正前

○市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則

平成15年9月10日 規則第117号

名古屋市公害防止条例施行細則(昭和48年名古屋市規則 第73号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 工場、事業場等に対する規制等

第1節 大気汚染に関する規制 (第6条-第19条)

第2節 水質汚濁の防止 (第20条-第22条)

第3節 騒音等に関する規制 (第23条-第42条)

第4節 化学物質の適正管理(第43条-第47条)

第5節 土壌及び地下水の汚染に関する規制 (第48 条一第56条)

第6節 地下水の採取に関する規制等(第57条―第 75条)

第3章 廃棄物等の焼却の制限(第76条・第77条)

第4章 環境への負荷の低減に係る措置

第1節 建築物に係る環境への負荷の低減(第78条 一第82条)

第2節 事業活動に伴う地球温暖化の防止(第83条 一第85条)

第3節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 (第86条―第99条)

第5章 雑則 (第100条—第105条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の健康と安全を確保する環境の 保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号。以下 「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるも のとする。

(特定化学物質)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第2項に規定する第1種指定化学物質とする。

(特定化学物質等の要件)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める要件は、特定化 学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促 進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第5条 に規定するとおりとする。

(規則で定める温室効果ガスの排出)

- 第4条 条例第2条<u>第9号</u>ウの規則で定める行為は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 他人から供給された水の使用
 - (2) 他人に委託して行う廃棄物の焼却
 - (3) その他間接的に温室効果ガスを排出することとなる行為として地球温暖化対策指針で定めるもの

第5条 削除

第2章 工場、事業場等に対する規制等

第1節 大気汚染に関する規制

(大気汚染物質)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める物質は、窒素酸化物(一酸化窒素及び二酸化窒素をいう。以下同じ。) とする。

(大気規制工場)

第7条 条例第14条第1項の規則で定める工場等は、燃料 又は原料を燃焼し、又は処理する作業を行う工場等であって、窒素酸化物排出施設(別表第1の中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものをいう。以下同じ。)を定格能力で運転する場合に使用される燃料及び原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量へ換算(換算の方法は、別表第2又は別表第3の第2欄に掲げる燃料又は原料の種類ごとにそれぞれ該当する表の第3欄に掲げる量を該当する表の第4欄に掲げる重油の量に換算した量に、別表第4の中欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる係数を乗ずるものとする。以下同じ。)したものの合計が1時間当たり500リットル以上のものとする。

(大気規制基準)

第8条 条例第14条第1項の規則で定める許容限度は、1時間当たりの排出量について、別表第5に掲げる式によってそれぞれの大気規制工場について算出した窒素酸化物の量とする。

(大気規制工場の設置の許可の申請)

- 第9条 条例第16条第2項の規定による申請は、大気規制 工場設置許可申請書(第1号様式)によって行わなけれ ばならない。
- 2 条例第16条第2項第5号の規則で定める事項は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 主要生産品目及び製造工程
 - (2) 建物及び施設の配置
 - (3) 大気汚染物質の総量

(許可等の通知)

第10条 市長は、条例第16条第2項の規定による申請を受理したときは、その日から起算して60日以内に、当該申請をした者に対し、許可又は不許可の旨を通知するものとする。ただし、当該申請に係る大気規制工場の施設が特殊であることその他の特別の理由により60日以内に許可又は不許可ができないときは、その理由を付して、当該申請をした者に対し、その旨及び許可又は不許可をする期限を通知するものとする。

(工事完了届)

第11条 条例第16条第5項(条例第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、工事完了届出書(第2号様式)によって行わなければならない。

(認定等の通知)

第12条 市長は、条例第16条第5項(条例第18条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定による届出を受理 したときは、その日から起算して30日以内に、当該届出 をした者に対し、認定又は不認定の旨を通知するものと する。

(経過措置の届出)

第13条 条例第17条第1項の規定による届出は、大気規制 工場使用届出書(第3号様式)によって行わなければな 改正前

第1節 大気汚染に関する規制

(大気汚染物質)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める物質は、窒素酸化物 (一酸化窒素及び二酸化窒素をいう。以下同じ。) とする。

(大気規制工場)

第7条 条例第14条第1項の規則で定める工場等は、燃料 又は原料を燃焼し、又は処理する作業を行う工場等であって、窒素酸化物排出施設(別表第1の中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものをいう。以下同じ。)を定格能力で運転する場合に使用される燃料及び原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量へ換算(換算の方法は、別表第2又は別表第3の第2欄に掲げる燃料又は原料の種類ごとにそれぞれ該当する表の第3欄に掲げる量を該当する表の第4欄に掲げる重油の量に換算した量に、別表第4の中欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる係数を乗ずるものとする。以下同じ。)したものの合計が1時間当たり500リットル以上のものとする。

(大気規制基準)

第8条 条例第14条第1項の規則で定める許容限度は、1時間当たりの排出量について、別表第5に掲げる式によってそれぞれの大気規制工場について算出した窒素酸化物の量とする。

(大気規制工場の設置の許可の申請)

- 第9条 条例第16条第2項の規定による申請は、大気規制 工場設置許可申請書(第1号様式)によって行わなけれ ばならない。
- 2 条例第16条第2項第5号の規則で定める事項は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 主要生産品目及び製造工程
 - (2) 建物及び施設の配置
 - (3) 大気汚染物質の総量

(許可等の通知)

第10条 市長は、条例第16条第2項の規定による申請を受理したときは、その日から起算して60日以内に、当該申請をした者に対し、許可又は不許可の旨を通知するものとする。ただし、当該申請に係る大気規制工場の施設が特殊であることその他の特別の理由により60日以内に許可又は不許可ができないときは、その理由を付して、当該申請をした者に対し、その旨及び許可又は不許可をする期限を通知するものとする。

(工事完了届)

第11条 条例第16条第5項(条例第18条第2項において準 用する場合を含む。)の規定による届出は、工事完了届 出書(第2号様式)によって行わなければならない。

(認定等の通知)

第12条 市長は、条例第16条第5項(条例第18条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定による届出を受理 したときは、その日から起算して30日以内に、当該届出 をした者に対し、認定又は不認定の旨を通知するものと する。

(経過措置の届出)

第13条 条例第17条第1項の規定による届出は、大気規制 工場使用届出書(第3号様式)によって行わなければな

らない。

(受理書の交付)

第14条 市長は、条例第17条第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、受理書を交付するものとする。

(施設等の変更の許可の申請)

第15条 条例第18条第1項の規定による許可を受けようとする者は、大気規制工場変更許可申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(進用)

第16条 第10条の規定は、条例第18条第1項の規定による 許可の手続について準用する。

(氏名等の変更等の届出)

第17条 条例第19条の規定による届出は、条例第16条第2 項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の場合にあっては氏名等変更届出書(第5号様式)によって、大気規制工場の廃止の場合にあっては廃止届出書(第6号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第18条 条例第20条第3項の規定による届出は、承継届出書(第7号様式)によって行わなければならない。

(大気汚染物質の測定等)

- 第19条 条例第23条第1項の規定による大気汚染物質の 測定は、次に掲げる項目について行うものとする。
 - (1) 窒素酸化物濃度
 - (2) 残存酸素濃度
 - (3) 温度
 - (4) 排出ガス量
- 2 前項各号に掲げる項目に係る測定は、別表第6の左欄に掲げる窒素酸化物排出施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる測定方法により、同表の中欄に掲げる測定頻度で行うものとする。ただし、同表に掲げる測定頻度又は測定方法によることが困難な場合にあっては、別に協議するものとする。
- 3 条例第23条第1項の規定に基づく大気汚染物質の測定の結果の記録は、3年間保管しておかなければならない。

第2節 水質汚濁の防止

(規則で定める小規模工場等)

- 第20条 条例第25条の規則で定める工場等は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 特定事業場(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等をいう。次号において同じ。)以外の工場等
 - (2) 特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場等(次条で定める水の汚染状態を示す項目について、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号)の規定に基づき、上乗せ排水基準が適用されるものを除く。)

(規則で定める水の汚染状態を示す項目)

第21条 条例第25条の規則で定める水の汚染状態を示す 項目は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量 とする。 改正前

らない。

(受理書の交付)

第14条 市長は、条例第17条第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、受理書を交付するものとする。

(施設等の変更の許可の申請)

第15条 条例第18条第1項の規定による許可を受けようとする者は、大気規制工場変更許可申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(進用)

第16条 第10条の規定は、条例第18条第1項の規定による 許可の手続について準用する。

(氏名等の変更等の届出)

第17条 条例第19条の規定による届出は、条例第16条第2 項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の場合にあっては氏名等変更届出書(第5号様式)によって、大気規制工場の廃止の場合にあっては廃止届出書(第6号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第18条 条例第20条第3項の規定による届出は、承継届出書(第7号様式)によって行わなければならない。

(大気汚染物質の測定等)

- 第19条 条例第23条第1項の規定による大気汚染物質の 測定は、次に掲げる項目について行うものとする。
 - (1) 窒素酸化物濃度
 - (2) 残存酸素濃度
 - (3) 温度
 - (4) 排出ガス量
- 2 前項各号に掲げる項目に係る測定は、別表第6の左欄に掲げる窒素酸化物排出施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる測定方法により、同表の中欄に掲げる測定頻度で行うものとする。ただし、同表に掲げる測定頻度又は測定方法によることが困難な場合にあっては、別に協議するものとする。
- 3 条例第23条第1項の規定に基づく大気汚染物質の測定の結果の記録は、3年間保管しておかなければならない。

第2節 水質汚濁の防止

(規則で定める小規模工場等)

- 第20条 条例第25条の規則で定める工場等は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 特定事業場 (水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) 第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等をいう。次号において同じ。) 以外の工場等
 - (2) 特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場等(次条で定める水の汚染状態を示す項目について、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号)の規定に基づき、上乗せ排水基準が適用されるものを除く。)

(規則で定める水の汚染状態を示す項目)

第21条 条例第25条の規則で定める水の汚染状態を示す 項目は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量 とする。

(規則で定める水の汚染状態の許容限度)

- 第22条 条例第25条の規則で定める許容限度は、次の各号 に掲げる項目について、当該各号に掲げるとおりとする.
 - (1) 化学的酸素要求量 排出水1リットルについて 160ミリグラム
 - (2) 窒素含有量 排出水 1 リットルについて1 2 0 ミリ グラム
 - (3) りん含有量 排出水1リットルについて16ミリグラム

第3節 騒音等に関する規制

(騒音発生施設)

- 第23条 条例第28条第1項の著しい騒音を発生する施設 として規則で定めるものは、別表第7に掲げるとおりと する。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - (1) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項 の規定により指定された地域内において工場等に設 置される同法第2条第1項に規定する特定施設
 - (2) 前号に掲げるもののほか、騒音規制法第3条第1 項の規定により指定された地域内に設置されている 同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置され るもの

(振動発生施設)

- 第24条 条例第28条第1項の著しい振動を発生する施設 として規則で定めるものは、別表第8に掲げるとおりと する。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - (1) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項 の規定により指定された地域内において工場等に設 置される同法第2条第1項に規定する特定施設
 - (2) 前号に掲げるもののほか、振動規制法第3条第1 項の規定により指定された地域内に設置されている 同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置され るもの

(騒音又は振動に係る規制基準)

第25条 条例第28条第1項の規則で定める規制基準は、別表第9又は別表第10に掲げるとおりとする。

(騒音発生施設等の設置の届出)

- 第26条 条例第30条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設設置(使用)届出書(第8号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第30条第1項第5号の規則で定める事項は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 工場等の事業内容
 - (2) 常時使用する従業員数
 - (3) 騒音発生施設等の型式及び公称能力
 - (4) 騒音発生施設等の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻
- 3 条例第30条第2項(条例第31条第2項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、騒音発生施設等の配置図並びに騒音発生施設等を設置する工場等及びその付近の見取図とする。

(経過措置の届出)

第27条 条例第31条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設設置(使用)届出書(第8号様式)によって

改正前

(規則で定める水の汚染状態の許容限度)

- 第22条 条例第25条の規則で定める許容限度は、次の各号 に掲げる項目について、当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 化学的酸素要求量 排出水1リットルについて 160ミリグラム
 - (2) 窒素含有量 排出水 1 リットルについて120ミリグラム
 - (3) りん含有量 排出水1リットルについて16ミリグラム

第3節 騒音等に関する規制

(騒音発生施設)

- 第23条 条例第28条第1項の著しい騒音を発生する施設 として規則で定めるものは、別表第7に掲げるとおりと する。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - (1) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項 の規定により指定された地域内において工場等に設 置される同法第2条第1項に規定する特定施設
 - (2) 前号に掲げるもののほか、騒音規制法第3条第1 項の規定により指定された地域内に設置されている 同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置され るもの

(振動発生施設)

- 第24条 条例第28条第1項の著しい振動を発生する施設 として規則で定めるものは、別表第8に掲げるとおりと する。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - (1) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項 の規定により指定された地域内において工場等に設 置される同法第2条第1項に規定する特定施設
 - (2) 前号に掲げるもののほか、振動規制法第3条第1 項の規定により指定された地域内に設置されている 同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置され るもの

(騒音又は振動に係る規制基準)

第25条 条例第28条第1項の規則で定める規制基準は、別表第9又は別表第10に掲げるとおりとする。

(騒音発生施設等の設置の届出)

- 第26条 条例第30条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設設置(使用)届出書(第8号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第30条第1項第5号の規則で定める事項は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 工場等の事業内容
 - (2) 常時使用する従業員数
 - (3) 騒音発生施設等の型式及び公称能力
 - (4) 騒音発生施設等の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻
- 3 条例第30条第2項(条例第31条第2項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、騒音発生施設等の配置図並びに騒音発生施設等を設置する工場等及びその付近の見取図とする。

(経過措置の届出)

第27条 条例第31条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設設置(使用)届出書(第8号様式)によって

行わなければならない。

(規則で定める変更の範囲)

第28条 条例第32条第1項の規則で定める範囲は、条例第30条第1項、第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設等の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設等の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合とする。

(施設等の変更の届出)

第29条 条例第32条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書(第9号様式)又は騒音・振動の防止の方法変更届出書(第10号様式)によって行わなければならない。

(受理書の交付)

第30条 市長は、条例第30条第1項、第31条第1項又は第 32条第1項の規定による届出を受理したときは、当該届 出をした者に対し、受理書を交付するものとする。

(氏名等の変更等の届出)

第31条 条例第34条の規定により準用する条例第19条の規定による届出は、条例第30条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の場合にあっては氏名等変更届出書(第5号様式)によって、すべての騒音発生施設等の使用の廃止の場合にあっては廃止届出書(第6号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第32条 条例第34条の規定により準用する条例第20条第 3項の規定による届出は、承継届出書(第7号様式)に よって行わなければならない。

(小規模騒音発生施設等)

- 第33条 条例第36条第1項の規則で定める施設は、別表第 11に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる施設を除 く。
 - (1) 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された 地域内に設置されている同法第2条第2項に規定す る特定工場等に設置されるもの
 - (2) 振動規制法第3条第1項の規定により指定された 地域内に設置されている同法第2条第2項に規定す る特定工場等に設置されるもの
- 2 条例第36条第1項の規則で定める基準については、別表第9に掲げる騒音の規制基準又は別表第10に掲げる 振動の規制基準を準用する。

(特定建設作業)

- 第34条 条例第37条第1項の規則で定める作業は、騒音に係るもの(以下「騒音特定建設作業」という。)にあっては別表第12に掲げる作業とし、振動に係るもの(以下「振動特定建設作業」という。)にあっては別表第13に掲げる作業とする。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - (1) 騒音特定建設作業にあっては騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業、振動特定建設作業にあっては振動規制法第3条項第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業
 - (2) 前号に掲げるもののほか、当該作業がその作業を開始した日に終わるもの

改正前

行わなければならない。

(規則で定める変更の範囲)

第28条 条例第32条第1項の規則で定める範囲は、条例第30条第1項、第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設等の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設等の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合とする。

(施設等の変更の届出)

第29条 条例第32条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書(第9号様式)又は騒音・振動の防止の方法変更届出書(第10号様式)によって行わなければならない。

(受理書の交付)

第30条 市長は、条例第30条第1項、第31条第1項又は第 32条第1項の規定による届出を受理したときは、当該届 出をした者に対し、受理書を交付するものとする。

(氏名等の変更等の届出)

第31条 条例第34条の規定により準用する条例第19条の規定による届出は、条例第30条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の場合にあっては氏名等変更届出書(第5号様式)によって、すべての騒音発生施設等の使用の廃止の場合にあっては廃止届出書(第6号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第32条 条例第34条の規定により準用する条例第20条第 3項の規定による届出は、承継届出書(第7号様式)に よって行わなければならない。

(小規模騒音発生施設等)

- 第33条 条例第36条第1項の規則で定める施設は、別表第 11に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる施設を除 く。
 - (1) 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された 地域内に設置されている同法第2条第2項に規定す る特定工場等に設置されるもの
 - (2) 振動規制法第3条第1項の規定により指定された 地域内に設置されている同法第2条第2項に規定す る特定工場等に設置されるもの
- 2 条例第36条第1項の規則で定める基準については、別 表第9に掲げる騒音の規制基準又は別表第10に掲げる 振動の規制基準を準用する。

(特定建設作業)

- 第34条 条例第37条第1項の規則で定める作業は、騒音に 係るもの(以下「騒音特定建設作業」という。)にあっ ては別表第12に掲げる作業とし、振動に係るもの(以下 「振動特定建設作業」という。)にあっては別表第13に 掲げる作業とする。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - (1) 騒音特定建設作業にあっては騒音規制法第3条第 1項の規定により指定された地域内において行われ る同法第2条第3項に規定する特定建設作業、振動 特定建設作業にあっては振動規制法第3条項第1項 の規定により指定された地域内において行われる同 法第2条第3項に規定する特定建設作業
 - (2) 前号に掲げるもののほか、当該作業がその作業を 開始した日に終わるもの

(特定建設作業の実施の届出)

- 第35条 条例第37条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(第11号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第37条第1項第5号の規則で定める事項は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 特定建設作業の種類
 - (3) 特定建設作業に使用される別表第12又は別表第13 に規定する機械の名称、型式及び仕様
 - (4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
 - (5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該 下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ てはその代表者の氏名
 - (6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並 びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当 該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 条例第37条第3項の規則で定める書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(特定建設作業に係る改善勧告等の基準)

第36条 条例第38条第1項の規則で定める基準は、別表第14に掲げるとおりとする。ただし、同表4の項に掲げる基準は、同表1の項の基準を超える大きさの騒音を発生する騒音特定建設作業又は同表2の項の基準を超える大きさの振動を発生する振動特定建設作業について条例第38条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、1日における作業時間を同表4の項に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用の禁止区域等)

- 第37条 条例第39条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域とする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第1 項に規定する保育所
 - (3) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1 項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所 のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項 に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 2 条例第39条第1項の規則で定める場合は、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。)であって周辺の生活環境を損なうおそれがないときとする。

(航空機から機外へ向けてする拡声機の使用に係る遵 守事項)

第38条 条例第39条第2項ただし書の規則で定める事項は、別表第15に掲げるとおりとする。

(拡声機の使用の制限等)

改正前

(特定建設作業の実施の届出)

- 第35条 条例第37条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(第11号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第37条第1項第5号の規則で定める事項は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 特定建設作業の種類
 - (3) 特定建設作業に使用される別表第12又は別表第13 に規定する機械の名称、型式及び仕様
 - (4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
 - (5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該 下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ てはその代表者の氏名
 - (6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並 びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当 該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 条例第37条第3項の規則で定める書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(特定建設作業に係る改善勧告等の基準)

第36条 条例第38条第1項の規則で定める基準は、別表第14に掲げるとおりとする。ただし、同表4の項に掲げる基準は、同表1の項の基準を超える大きさの騒音を発生する騒音特定建設作業又は同表2の項の基準を超える大きさの振動を発生する振動特定建設作業について条例第38条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、1日における作業時間を同表4の項に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用の禁止区域等)

- 第37条 条例第39条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域とする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1 項に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1 項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所 のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項 に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3 に規定する特別養護老人ホーム
- 2 条例第39条第1項の規則で定める場合は、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。)であって周辺の生活環境を損なうおそれがないときとする。

(航空機から機外へ向けてする拡声機の使用に係る遵 守事項)

第38条 条例第39条第2項ただし書の規則で定める事項は、別表第15に掲げるとおりとする。

(拡声機の使用の制限等)

- 第39条 条例第39条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害時における広報その他公共のために拡声機を使用する場合
 - (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選 挙運動のために拡声機を使用する場合
 - (3) 拡声機から発生する音が敷地の周囲に漏れること のない措置を講じた上で、当該拡声機を屋内で使用 する場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、商業宣伝以外の目的 のために一時的に拡声機を使用する場合
- 2 条例第39条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) 午後7時から翌日の午前9時(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあっては、午前9時30分)までの間は拡声機を使用しないこと。
 - (2) 商業宣伝を目的として同一場所において拡声機を 使用する場合にあっては、拡声機の1回の使用時間 は10分以内とし、1回使用するごとに10分以上休止 すること。
 - (3) 2以上の拡声機(携帯して使用する拡声機を除く。)を使用する場合は、拡声機の間隔は、50メートル以上とすること。
 - (4) 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地 点から5メートル離れた地点において、別表第16の 左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる音量 の範囲内とすること。

(騒音の規制を受ける飲食店営業等)

- 第40条 条例第40条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 飲食店営業
 - (2) 喫茶店営業
 - (3) ガソリンスタンド営業
 - (4) 液化石油ガススタンド営業
 - (5) ボーリング場営業
 - (6) バッティングセンター営業
 - (7) ゴルフ練習場営業
 - (8) テニス場営業
 - (9) 遊泳場営業
 - (10) アイススケート場営業
 - (11) カラオケボックス営業
- 2 条例第40条第1項の規則で定める基準は、営業所の敷地の境界線における夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)の許容限度として、別表第17に掲げるとおりとする。

(深夜における音響機器の使用の制限区域等)

- 第41条 条例第42条第1項の規則で定める区域は、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、次に掲げる地域とする。
 - (1) 第1種低層住居専用地域
 - (2) 第2種低層住居専用地域
 - (3) 第1種中高層住居専用地域

改正前

- 第39条 条例第39条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害時における広報その他公共のために拡声機を使用する場合
 - (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選 挙運動のために拡声機を使用する場合
 - (3) 拡声機から発生する音が敷地の周囲に漏れること のない措置を講じた上で、当該拡声機を屋内で使用 する場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、商業宣伝以外の目的 のために一時的に拡声機を使用する場合
- 2 条例第39条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 午後7時から翌日の午前9時(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあっては、午前9時30分)までの間は拡声機を使用しないこと。
 - (2) 商業宣伝を目的として同一場所において拡声機を 使用する場合にあっては、拡声機の1回の使用時間 は10分以内とし、1回使用するごとに10分以上休止 すること。
 - (3) 2以上の拡声機(携帯して使用する拡声機を除く。)を使用する場合は、拡声機の間隔は、50メートル以上とすること。
 - (4) 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地 点から5メートル離れた地点において、別表第16の 左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる音量 の範囲内とすること。

(騒音の規制を受ける飲食店営業等)

- 第40条 条例第40条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 飲食店営業
 - (2) 喫茶店営業
 - (3) ガソリンスタンド営業
 - (4) 液化石油ガススタンド営業
 - (5) ボーリング場営業
 - (6) バッティングセンター営業
 - (7) ゴルフ練習場営業
 - (8) テニス場営業
 - (9) 遊泳場営業
 - (10) アイススケート場営業
 - (11) カラオケボックス営業
- 2 条例第40条第1項の規則で定める基準は、営業所の敷地の境界線における夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)の許容限度として、別表第17に掲げるとおりとする。

(深夜における音響機器の使用の制限区域等)

- 第41条 条例第42条第1項の規則で定める区域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、次に掲げる地域とする。
 - (1) 第1種低層住居専用地域
 - (2) 第2種低層住居専用地域
 - (3) 第1種中高層住居専用地域

- (4) 第2種中高層住居専用地域
- (5) 第1種住居地域
- (6) 第2種住居地域
- (7) 準住居地域
- 2 条例第42条第1項の規則で定める営業は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) 飲食店営業
 - (2) 喫茶店営業
 - (3) カラオケボックス営業
- 3 条例第42条第1項の規則で定める音響機器は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) カラオケ装置(伴奏音楽等を収録したビデオディスク、磁気テープその他これらに類するものを再生するなどし、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)
 - (2) 音響再生装置 (録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)
 - (3) 楽器
 - (4) 拡声装置
 - (5) 有線ラジオ放送受信装置

(騒音の規制を受ける作業)

- 第42条 条例第43条第1項の規則で定める作業は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 板金又は製かんの作業
 - (2) 鉄骨又は橋りょうの組立て作業(建設の現場作業を除く。)
 - (3) 金属材料の引抜き作業
 - (4) 鍛造の作業
 - (5) 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断の作業
 - (6) 電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業
 - (7) 音響を発生する機器(楽器を含む。)の組立て、試験又は調整の作業
 - (8) 内燃機関の試験又は調整の作業
 - (9) 工業用ミシンを用いる作業
 - (10) 木材の切削等の加工の作業
 - (11) 原木、原紙、鉄材等重量物の積込み又は積降し の作業
 - (12) 貨物の搬入又は搬出の作業
 - (13) 建設用重機械を用いる作業 (建設の現場作業を 除く。)
- 2 条例第43条第1項の規則で定める基準については、別 表第9に掲げる騒音の規制基準を準用する。

第4節 化学物質の適正管理

(特定化学物質等取扱事業者の要件)

- 第43条 条例第48条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法律施行令(以下この節にお いて「令」という。)第3条各号に掲げる業種に属す る事業を営む者であること。
 - (2) 常時使用する従業員の数が21人以上であること。

改正前

- (4) 第2種中高層住居専用地域
- (5) 第1種住居地域
- (6) 第2種住居地域
- (7) 準住居地域
- 2 条例第42条第1項の規則で定める営業は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) 飲食店営業
 - (2) 喫茶店営業
 - (3) カラオケボックス営業
- 3 条例第42条第1項の規則で定める音響機器は、次に掲 げるとおりとする。
 - (1) カラオケ装置 (伴奏音楽等を収録したビデオディスク、磁気テープその他これらに類するものを再生するなどし、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)
 - (2) 音響再生装置 (録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)
 - (3) 楽器
 - (4) 拡声装置
 - (5) 有線ラジオ放送受信装置

(騒音の規制を受ける作業)

- 第42条 条例第43条第1項の規則で定める作業は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 板金又は製かんの作業
 - (2) 鉄骨又は橋りょうの組立て作業 (建設の現場作業を除く。)
 - (3) 金属材料の引抜き作業
 - (4) 鍛造の作業
 - (5) 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断の作業
 - (6) 電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業
 - (7) 音響を発生する機器(楽器を含む。)の組立て、試験又は調整の作業
 - (8) 内燃機関の試験又は調整の作業
 - (9) 工業用ミシンを用いる作業
 - (10) 木材の切削等の加工の作業
 - (11) 原木、原紙、鉄材等重量物の積込み又は積降し の作業
 - (12) 貨物の搬入又は搬出の作業
 - (13) 建設用重機械を用いる作業 (建設の現場作業を 除く。)
- 2 条例第43条第1項の規則で定める基準については、別 表第9に掲げる騒音の規制基準を準用する。

第4節 化学物質の適正管理

(特定化学物質等取扱事業者の要件)

- 第43条 条例第48条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法律施行令(以下この節にお いて「令」という。)第3条各号に掲げる業種に属す る事業を営む者であること。
 - (2) 常時使用する従業員の数が21人以上であること。

2 条例第48条第1項の規則で定める工場等は、令第4条 第1号イ又は口に掲げる事業所のいずれかに該当する 工場等とする。

(特定化学物質の取扱量の届出)

第44条 条例第48条第2項の規定による届出は、毎年度6 月末日までに、特定化学物質取扱量届出書(第12号様式) によって行わなければならない。

(市長が定める分類の名称による公表)

- 第45条 条例第48条第1項に規定する特定化学物質等取扱事業者は、同条第2項の規定による届出に係る特定化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該特定化学物質の名称に代えて、当該特定化学物質の属する分類のうち対応する化学物質の分類として市長が定めるものの名称をもって同条第3項の規定による公表をすることを市長に請求することができる。
- 2 特定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うとき は、条例第48条第2項の規定による届出と併せて、対応 する化学物質の分類の名称への変更請求書(第13号様 式)を提出することによって行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の請求を認める場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化 学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の請求を認めない場合には、その旨を 決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定 化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通 知するものとする。
- 5 前2項の決定は、第1項の請求があった日から30日以内にするものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難 その他正当な理由があるときは、同項の期間を30日以内 に限り延長することができる。この場合において、市長 は、当該特定化学物質等取扱事業者に対し、速やかに、 延長の期間及び理由を通知しなければならない。

(特定化学物質等適正管理書の届出)

- 第46条 条例第49条第2項の規則で定める工場等は、その 常時使用する従業員の数が21人以上である工場等とす ス
- 2 条例第49条第2項前段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者の設置する工場等が前項に規定する 要件に該当することとなった日から起算して6月以内に、特定化学物質等適正管理書届出書(第14号様式)によって行わなければならない。
- 3 条例第49条第2項後段の規定による届出は、特定化学 物質等取扱事業者が当該工場等に係る特定化学物質等 適正管理書を変更した後速やかに、特定化学物質等適正 管理書届出書(第14号様式)によって行わなければなら ない。

(事故時の報告)

- 第47条 条例第50条第1項の規定による報告は、事故状況 等報告書(第15号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第50条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

改正前

2 条例第48条第1項の規則で定める工場等は、令第4条 第1号イ又は口に掲げる事業所のいずれかに該当する 工場等とする。

(特定化学物質の取扱量の届出)

第44条 条例第48条第2項の規定による届出は、毎年度6 月末日までに、特定化学物質取扱量届出書(第12号様式) によって行わなければならない。

(市長が定める分類の名称による公表)

- 第45条 条例第48条第1項に規定する特定化学物質等取扱事業者は、同条第2項の規定による届出に係る特定化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該特定化学物質の名称に代えて、当該特定化学物質の属する分類のうち対応する化学物質の分類として市長が定めるものの名称をもって同条第3項の規定による公表をすることを市長に請求することができる。
- 2 特定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うとき は、条例第48条第2項の規定による届出と併せて、対応 する化学物質の分類の名称への変更請求書(第13号様 式)を提出することによって行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の請求を認める場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化 学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の請求を認めない場合には、その旨を 決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定 化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通 知するものとする。
- 5 前2項の決定は、第1項の請求があった日から30日以内にするものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難 その他正当な理由があるときは、同項の期間を30日以内 に限り延長することができる。この場合において、市長 は、当該特定化学物質等取扱事業者に対し、速やかに、 延長の期間及び理由を通知しなければならない。

(特定化学物質等適正管理書の届出)

- 第46条 条例第49条第2項の規則で定める工場等は、その 常時使用する従業員の数が21人以上である工場等とす ス
- 2 条例第49条第2項前段の規定による届出は、特定化学 物質等取扱事業者の設置する工場等が前項に規定する 要件に該当することとなった日から起算して6月以内 に、特定化学物質等適正管理書届出書(第14号様式)に よって行わなければならない。
- 3 条例第49条第2項後段の規定による届出は、特定化学 物質等取扱事業者が当該工場等に係る特定化学物質等 適正管理書を変更した後速やかに、特定化学物質等適正 管理書届出書(第14号様式)によって行わなければなら ない。

(事故時の報告)

- 第47条 条例第50条第1項の規定による報告は、事故状況 等報告書(第15号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第50条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる とおりとする。

- (1) 事故の状況
- (2) 講じた措置の概要
- (3) 工場等の周辺における被害の状況
- (4) 再発防止のための措置の概要 第5節 土壌及び地下水の汚染に関する規制 (汚染状況の調査等の命令)
- 第48条 条例第54条第2項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
 - (1) 条例第54条第2項に規定する調査の対象となる土 地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
 - (2) 条例第54条第2項の規定による報告を行うべき期 限
 - <u>(土地の形質の変更時の調査の対象となる土地の規</u>模)
- 第49条 条例第55条第1項の規則で定める規模は、500平 方メートル以上3,000平方メートル未満とする。

(土地の形質の変更時の調査の結果報告)

第49条の2 条例第55条第1項及び第2項の規定による 報告は、土壌汚染等調査結果報告書(第16号様式)によって行わなければならない。

(土地の形質の変更時の調査の結果報告を要しない行 為)

- 第49条の3 条例第55条第1項第1号の規則で定める行 為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - <u>ア</u> 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地 の区域外へ搬出すること。
 - <u>イ</u> 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を 行うこと。
 - <u>ウ</u> 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチ メートル以上であること。
 - (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、前 号アに該当しないもの
 - (3) <u>林業の用に供する作業路網の整備であって、第1</u> <u>号アに該当しないもの</u>

改正前

- (1) 事故の状況
- (2) 講じた措置の概要
- (3) 工場等の周辺における被害の状況
- (4) 再発防止のための措置の概要 第5節 土壌及び地下水の汚染に関する規制 (特定有害物質)
- 第48条 条例第52条第1項の規則で定める物質は、土壌汚 染対策法施行令(平成14年政令第336号)第1条に掲げ る特定有害物質とする。

(土壌汚染等処理基準)

- 第49条 条例第54条第2項の規則で定める基準は、次の各 号のいずれにも該当することとする。
 - (1) 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の 量に関するものは、特定有害物質の量を条例第52条 第1項に規定する土壌汚染等対策指針で定める方法 により測定した結果が、別表第18の左欄に掲げる特 定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右 欄に掲げる要件(以下「土壌溶出量基準」という。) に該当すること。
 - (2) 土壌に含まれる特定有害物質の量に関するもの は、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定め る方法により測定した結果が、別表第19の左欄に掲 げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同 表の右欄に掲げる要件(以下「土壌含有量基準」と いう。) に該当すること。
 - (3) 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するもの は、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定め る方法により測定した結果が、別表第20の左欄に掲 げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同 表の右欄に掲げる要件(以下「地下水基準」という。) に該当すること。

改正前

(4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変 更

(土地の形質の変更時の調査の結果報告命令等)

第49条の4 第48条の規定は、条例第55条第3項の規定による命令について準用する。この場合において、第48条中「条例第54条第2項」とあるのは「条例第55条第3項」と、「報告を行うべき期限」とあるのは「報告を行うべき期限又は報告の内容を是正すべき期限」と読み替えるものとする。

(調査計画書の届出)

第50条 条例第56条第1項の規定による届出は、調査計画 書届出書(第16号様式の2)によって行わなければなら ない。

<u>(大規模な土地の形質の変更時の調査の対象となる土</u>地の規模)

第51条 条例第57条第1項の規則で定める規模は、3,000 平方メートルとする。

(大規模な土地の形質の変更時の調査の結果報告)

- 第51条の2 条例第57条第1項の規定による報告は、特定 有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書(第16 号様式の3)によって行わなければならない。
- 2 条例第57条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) 特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の 状況その他の土地の利用の履歴
 - (2) 当該工場等における特定有害物質等の取扱いの状況
 - (3) その他必要な事項

(土壌汚染等処理基準)

- <u>第52条</u> 条例第57条の2の規則で定める基準は、次の各号 のいずれにも該当することとする。
 - (1) 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の

(土壌汚染等調査結果の報告)

第50条 条例第54条第2項の規定による報告は、土壌汚染 等調査結果報告書(第16号様式)によって行わなければ ならない。

(土地改変時の調査)

- <u>第51条</u> 条例第55条第1項の規則で定める面積は、500平 方メートルとする。
- 2 条例第55条第1項の規則で定める行為は、土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形質を変更する行為(建築物の建築その他工作物の建設その他の行為に伴うものを含む。)とする。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、次のいずれにも該当しない行為
 - <u>ア</u> 土地の改変を行う土地の区域外への土壌の搬出 を伴う行為
 - イ 汚染拡散防止計画書に基づき、汚染拡散防止措 置を講ずるために設けられた構造物に変更を加え る行為
 - ウ 土地の改変を行う土地の区域のうち土地の形質 の変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル 以上であり、かつ、当該部分の深さが50センチメ ートル以上である土地の形質の変更
 - 工 土地の改変を行う土地の区域のうち土地の形質 の変更に係る部分の深さが3メートル以上である 土地の形質の変更
- 3 条例第55条第1項及び第2項の規定による報告は、土 壌汚染等調査結果報告書(第16号様式)によって行わな ければならない。

(調査計画書の届出)

第52条 条例第56条第1項(条例第57条第3項において準 用する場合を含む。)の規定による届出は、調査計画書 届出書(第17号様式)によって行わなければならない。

改正前

量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等 対策指針で定める方法により測定した結果が、別表 第18の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応 じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件(以下「土壌 溶出量基準」という。)に該当すること。

- (2) 土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第19の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件(以下「土壌含有量基準」という。)に該当すること。
- (3) 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第20の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件(以下「地下水基準」という。)に該当すること。

(自主調査の結果報告)

第52条の2 条例第57条の2の規定による報告は、自主調査結果報告書(第16号様式の4)によって行わなければならない

(措置管理区域の指定に係る基準)

- <u>第53条</u> 条例第58条第1項第2号の規則で定める基準は、 次の各号のいずれにも該当することとする。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出 量基準に適合しない土地にあっては、当該土地又 はその周辺の土地にある地下水の流動、利用状況 その他の状況等からみて、地下水汚染(地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合し ないものであることをいう。以下同じ。)が生じて いるとすれば地下水汚染が拡大するおそれがある と認められる区域に、次のいずれかの地点がある こと。
 - (ア) 地下水を人の飲用に供するために用い、又は 用いることが確実である井戸のストレーナー、 揚水機の取水口その他の地下水の取水口
 - (1) 地下水を水道法(昭和32年法律第177号)第 3条第6項に規定する専用水道のための原水と して取り入れるために用い、又は用いることが 確実である取水施設の取水口
 - イ 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有 量基準に適合しない土地にあっては、当該土地が 人が立ち入ることができる土地であること。
 - (2) 土壌汚染等対策指針で定める基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

(大規模な土地の改変)

<u>第53条</u> 条例第57条第1項の規則で定める面積は、3,000 平方メートルとする。

- <u>2</u> 条例第57条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) 特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の 状況その他の土地の利用の履歴
 - (2) 当該工場等における特定有害物質等の取扱いの状況
 - (3) その他必要な事項
- 3 条例第57条第1項の規定による報告は、特定有害物質 等取扱工場等設置状況等調査結果報告書(第18号様式) によって行わなければならない。

改正前

4 条例第57条第2項の規定による報告は、土壌汚染等調 査結果報告書(第16号様式)によって行わなければなら ない。

(措置管理区域の指定の告示)

- 第53条の2 条例第58条第2項(同条第6項において準用 する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事 項を明示して行うものとする。
 - (1) 指定をする旨(条例第58条第6項において準用する場合にあっては、指定の解除をする旨)
 - (2) 措置管理区域
 - (3) 措置管理区域において土壌の汚染状態が土壌溶出 量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有 害物質の種類(条例第58条第6項において準用する 場合にあっては、当該基準に適合していない又は適 合していなかった特定有害物質の種類)
 - (4) 措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置(条例第58条第6項において準用する場合にあっては、講じられた健康被害防止措置等その他の必要な事項)
- 2 前項第2号の措置管理区域の明示については、次のいずれかによることとする。
 - (1) 区名、町名及び地番
 - (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらから の距離及び方向
 - (3) 平面図

(措置管理区域内の土地の所有者等に対する指示)

- 第53条の3 条例第58条の2第1項本文の規定による指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
 - (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所
 - (2) 措置管理区域内において講ずべき汚染の除去等の 措置及びその理由
 - (3) 汚染の除去等の措置を講ずべき期限
- 2 前項第1号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくは その周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺 の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等 を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限 度において定めるものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を 講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質に よる汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技 術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるもの とする。
 - <u>(措置管理区域に係る土壌汚染を生じさせる行為をし</u>た者に対する指示)
- 第53条の4 条例第58条の2第1項ただし書の規定による指示は、特定有害物質等を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法 律第137号)第6条の2第2項に規定する一般廃棄 物処理基準に従って行う同法第2条第2項に規定す る一般廃棄物の埋立処分

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項 に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第12条の2 第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の 埋立処分
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭 和45年法律第136号)第10条第2項第4号に規定す る基準に従って行う同法第3条第6号に規定する廃 棄物の排出
- 2 条例第58条の2第1項ただし書の規定による指示は、 2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当 該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせた と認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措 置を定めて行うものとする。
- 3 前条の規定は、条例第58条の2第1項ただし書の規定による指示について準用する。この場合において、前条第3項中「当該土地の所有者等」とあるのは「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)」と読み替えるものとする。

(汚染の除去等の措置の指示事項)

第53条の5 条例第58条の2第2項の規則で定める事項 は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限 とする。

(健康被害防止措置等を講ずべき旨の命令)

- 第53条の6 条例第58条の2第4項の規定による命令は、 相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。 (拡散防止管理区域の指定に係る基準)
- <u>第53条の7</u> 条例第58条の4第1項の規則で定める基準 は、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - (1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量 基準に適合しない土地が次のアに該当しないこと 又は次のイからエまでのいずれにも該当しないこ と。
 - ア 当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点がないこと。
 - イ 土壌の第二種特定有害物質(土壌汚染対策法施 行規則(平成14年環境省令第29号)第4条第3項 第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。 ただし、シアン化合物を除く。以下同じ。)による 汚染状態が第二溶出量基準(土壌汚染対策法施行 規則第9条第1項第2号に規定する第二溶出量基 準をいう。以下同じ。)に適合する土地(特定有害 物質等取扱事業者の行為によって当該土地の土壌 の特定有害物質による汚染が生じたことが明らか なものを除く。)
 - ウ 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法(大正 10年法律第57号)による公有水面の埋立て又は干 拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物(廃

棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に 規定する廃棄物をいう。)が埋め立てられている場 所を除く。)であって、当該土地の土壌の特定有害 物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立 て用材料に由来すると認められるもの(当該土地 の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出 量基準に適合するものに限る。)

- 工 次に掲げる土地であって、公有水面埋立法によ る公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成さ れた土地
 - (ア) 工業専用地域(都市計画法第8条第1項第1 号に規定する工業専用地域をいう。以下同じ。) 内にある土地
 - (1) (ア)に掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況 その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第53条第1号アに該当しないと認められるもの
- (2) 土壌汚染等対策指針で定める基準に適合する汚染 の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置が講 じられていないこと。

(拡散防止管理区域の指定の告示)

- 第53条の8 条例第58条の4第4項において準用する条例第58条第2項及び第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。この場合において、拡散防止管理区域の明示については、第53条の2第2項の規定を準用する。
 - (1) 指定又は指定の解除をする旨
 - (2) 拡散防止管理区域
 - (3) 拡散防止管理区域において土壌の汚染状態が土壌 溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない又 は適合していなかった特定有害物質の種類
 - (4) 拡散防止管理区域において講ずべき汚染の拡散の 防止等の措置又は講じられた生活環境保全措置等そ の他の必要な事項

<u>(拡散防止管理区域内の土地の所有者等に対する指示)</u>

- 第53条の9 条例第58条の5第1項本文の規定による指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
 - (1) 汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき土地の場所
 - (2) 拡散防止管理区域内において講ずべき汚染の拡散 の防止等の措置及びその理由
 - (3) 汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき期限
- 2 前項第1号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくは その周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺 の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等 を勘案し、生活環境に係る被害を防止するため必要な限 度において定めるものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる期限は、汚染の拡散の防止等の 措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害 物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎 及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定め るものとする。

(拡散防止管理区域に係る土壌汚染を生じさせる行為

をした者に対する指示)

- 第53条の10 条例第58条の5第1項ただし書の規定による指示は、特定有害物質等を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対して行うものとする。
- <u>2</u> <u>第53条の4第1項ただし書の規定は、前項の行為につ</u> いて準用する。
- 3 条例第58条の5第1項ただし書の規定による指示は、 2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当 該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせた と認められる程度に応じて講ずべき汚染の拡散の防止 等の措置を定めて行うものとする。
- 4 前条の規定は、条例第58条の5第1項ただし書の規定 による指示について準用する。この場合において、前条 第3項中「当該土地の所有者等」とあるのは「当該土壌 汚染を生じさせる行為をした者(相続、合併又は分割に よりその地位を承継した者を含む。)」と読み替えるもの とする。

(汚染の拡散の防止等の措置の指示事項等)

- 第53条の11 第53条の5の規定は、条例第58条の5第2項 の規則で定める事項について準用する。この場合において、第53条の5中「汚染の除去等の措置」とあるのは「汚染の拡散の防止等の措置」と読み替えるものとする。
- 2第53条の6の規定は、条例第58条の5第4項の規定による命令について準用する。
 - (拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出)
- 第53条の12 条例第58条の7第1項の規定による届出は、 拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書 (第17号様式)によって行わなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければ ならない。
 - (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかに した拡散防止管理区域の図面
 - (2) 土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区 域の状況を明らかにした図面
 - (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利 用の方法を明らかにした図面
- 第53条の13 条例第58条の7第1項の規則で定める事項 は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土地の形質の変更を行う拡散防止管理区域の所在 地
 - (3) 土地の形質の変更の完了予定日
 - <u>(拡散防止管理区域内において既に土地の形質の変更</u> に着手している者の届出)
- 第53条の14 条例第58条の7第2項の規定による届出は、 次に掲げる事項を記載した拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書(第17号様式)によって行わなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあ

- っては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更をしている拡散防止管理区域の 所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- (4) 土地の形質の変更の着手日
- (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
- 2 第53条の12第2項の規定は、前項の届出について準用 する。この場合において、同条第2項第1号及び第2号 中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」 と読み替えるものとする。

(拡散防止管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第53条の15 第53条の12第2項及び前条第1項の規定は、 条例第58条の7第3項の規定による届出について準用 する。この場合において、第53条の12第2項第1号及び 第2号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1 項第2号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」 と、同項第5号中「完了日又は完了予定日」とあるのは 「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(形質変更時届出管理区域の指定の告示)

- 第53条の16 条例第58条の8第4項において準用する条例第58条第2項及び第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。この場合において、形質変更時届出管理区域の明示については、第53条の2第2項の規定を準用する。
 - (1) 指定又は指定の解除をする旨
 - (2) 形質変更時届出管理区域
 - (3) 形質変更時届出管理区域において土壌の汚染状態 が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合してい ない又は適合していなかった特定有害物質の種類
 - (4) 形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有 害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認め られるもの(当該土地の土壌の第二種特定有害物質 による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基 準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するも のに限る。)にあっては、その旨
 - (5) 第53条の7第1号ウ又はエに該当するものにあっ ては、その旨
 - (6) 指定の解除の告示の場合にあっては、形質変更時 届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措 置その他の必要な事項
 - (形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変 更の届出)
- 第53条の17 条例第58条の9第1項の規定による届出は、 形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更 届出書(第17号様式の2)によって行わなければならない。
- $\underline{2}$ 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければ ならない。
 - (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかに した形質変更時届出管理区域の図面
 - (2) 土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域の状況を明らかにした図面
 - (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利 用の方法を明らかにした図面
- 第53条の18 第53条の13の規定は、条例第58条の9第1項 の規則で定める事項について準用する。この場合において、第53条の13第2号中「拡散防止管理区域」とあるのは「形質変更時届出管理区域」と読み替えるものとする。 (形質変更時届出管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者の届出)
- 第53条の19 条例第58条の9第2項の規定による届出は、 次に掲げる事項を記載した形質変更時届出管理区域内 における土地の形質の変更届出書(第17号様式の2)に よって行わなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土地の形質の変更をしている形質変更時届出管理 区域の所在地
 - (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
 - (4) 土地の形質の変更の着手日
 - (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
- 2 第53条の17第2項の規定は、前項の届出について準用 する。この場合において、同条第2項第1号及び第2号 中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」 と読み替えるものとする。

(形質変更時届出管理区域内において非常災害のため に必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の 届出)

第53条の20 第53条の17第2項及び前条第1項の規定は、 条例第58条の9第3項の規定による届出について準用 する。この場合において、第53条の17第2項第1号及び 第2号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1 項第2号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」 と、同項第5号中「完了日又は完了予定日」とあるのは 「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(管理区域台帳)

- 第54条 管理区域台帳は、帳簿及び図面をもって調製する ものとする。
- <u>2</u> <u>前項の帳簿及び図面は、管理区域ごとに調製するもの</u> とする。
- 3 第1項の帳簿及び図面は、措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域に関するものを区別して保管しなければならない。
- 4 第1項の帳簿の様式は、措置管理区域にあっては第18号様式、拡散防止管理区域にあっては第18号様式の2、 形質変更時届出管理区域にあっては第18号様式の3の とおりとする。
- 5 第1項の図面は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 土壌汚染等調査又は自主調査において土壌その他 の試料の採取を行った地点を明示した図面
 - (2) 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面
 - (3) 管理区域の周辺の地図
- 6 市長は、帳簿の記載事項及び図面に変更があったとき は、速やかに、これを訂正し、及び条例第58条第4項若

(汚染拡散防止計画書の届出)

第54条 条例第58条第1項の規定による届出は、汚染拡散 防止計画書届出書(第19号様式)によって行わなければ ならない。

改正前

しくは第5項、条例第58条の4第2項若しくは第3項又 は条例第58条の8第2項若しくは第3項の規定により 管理区域の指定が解除された場合には、当該管理区域に 係る帳簿及び図面を管理区域台帳から消除するものと する。

(管理汚染土壌の搬出時の届出)

- 第55条 条例第60条第1項の規定による届出は、管理汚染 土壌の区域外搬出届出書(第19号様式)によって行わな ければならない。
- <u>2</u> <u>前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付し</u>なければならない。
 - (1) 管理汚染土壌の場所を明らかにした管理区域の図面
 - (2) 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた管理区域において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - (3) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理 票の写し
 - (4) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の 車両又は船舶(以下「自動車等」という。) の構造を 記した書類
 - (5) 運搬の過程において、積替えのために当該管理汚 染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用 に供する施設の構造を記した書類
 - (6) 管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - (7) 管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証(汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第14条第1項に規定する許可証をいう。以下同じ。)の写し
- <u>第55条の2</u> 条例第60条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 管理区域の所在地
 - (3) 管理汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日
 - (4) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用 者の氏名又は名称及び連絡先
 - (5) 連搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを 行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び 連絡先
 - (6) 前条第2項第5号の場合における当該保管の用に 供する施設(以下「保管施設」という。)の所在地並 びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
 - (管理汚染土壌の搬出時の変更の届出)
- 第55条の3 条例第60条第2項の規定による届出は、管理 汚染土壌の区域外搬出変更届出書(第19号様式の2)に

(汚染拡散防止措置完了届)

第55条 条例第59条第4項の規定による届出は、汚染拡散 防止措置完了届出書(第20号様式)によって行わなけれ ばならない。

- よって行わなければならない。
- 2 前項の届出書には、第55条第2項各号に掲げる書類及 び図面を添付しなければならない。ただし、既に市長に 提出されている当該書類又は図面の内容に変更がない ときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の 添付を省略することができる。
 - <u>(非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土</u> 壌の搬出をした場合の届出)
- 第55条の4 条例第60条第3項の規定による届出は、非常 災害時における管理汚染土壌の区域外搬出届出書(第19 号様式の3)によって行わなければならない。
- <u>2</u> 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付し なけばならない。
 - (1) 管理汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及 び写真
 - (2) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理 票の写し
 - (3) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造 を記した書類
 - (4) 保管施設の構造を記した書類
 - (5) 管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - (6) 管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し
 - (管理票の交付)
- <u>第55条の5</u> 条例第60条の5第1項の規定による管理票 の交付は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 第55条第2項第3号又は前条第2項第2号の規定 により市長に提出した管理票の写しの原本を交付す ること。
 - (2) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。 ただし、1の自動車等で運搬する管理汚染土壌の運 搬先が2以上である場合には、運搬先ごとに交付す ること。
 - (3) 交付した管理票の控えを、運搬受託者(処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者)から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。
 - (管理票の記載事項等)
- <u>第55条の6</u> 条例第60条の5第1項の規則で定める事項 は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 管理票の交付年月日及び交付番号
 - (2) 氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先並びに 法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 当該管理区域の所在地
 - (4) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏 名
 - (5) 運搬受託者の住所又は所在地及び連絡先
 - (6) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを 行う場所の名称及び所在地
 - (7) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及 び連絡先
 - (8) 処理受託者の住所又は所在地及び連絡先
 - (9) 当該委託に係る管理汚染土壌の処理を行う汚染土

<u>壌処理施設の名称、所在地及び土壌汚染対策法第22</u> 条第1項の許可に係る許可番号

- (10) 当該委託に係る管理汚染土壌の荷姿
- 2 管理票の様式は、第20号様式のとおりとする。

(運搬受託者の記載事項)

- <u>第55条の7</u> 条例第60条の5第3項の規則で定める事項 は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 運搬を担当した者の氏名
 - (2) 運搬の用に供した自動車等の番号
 - (3) 管理汚染土壌を引き渡した年月日
 - (4) 運搬を行った区間
 - (5) 当該委託に係る管理汚染土壌の重量

(運搬受託者の管理票交付者への送付期限)

第55条の8 条例第60条の5第3項の規則で定める期間 は、運搬を終了した日から10日とする。

(処理受託者の記載事項)

- <u>第55条の9</u> 条例第60条の5第4項の規則で定める事項 は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 当該委託に係る管理汚染土壌の引渡しを受けた者 の氏名
 - (2) 処理を担当した者の氏名
 - (3) 処理を終了した年月日
 - (4) 処理の方法

(処理受託者の管理票交付者への送付期限)

第55条の10 条例第60条の5第4項の規則で定める期間 は、処理を終了した日から10日とする。

(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)

第55条の11 条例第60条の5第5項の規則で定める期間 は、5年とする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

- 第55条の12 条例第60条の5第6項の規則で定める期間 は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める期間とする。
 - (1) 条例第60条の5第3項の規定による管理票の写し の送付 管理票の交付の日から40日
 - (2) 条例第60条の5第4項の規定による管理票の写し の送付 管理票の交付の日から100日

(管理汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第55条の13 条例第60条の5第6項の規定による届出は、 搬出管理汚染土壌の運搬・処理状況確認届出書(第20号 様式の2)によって行わなければならない。

(運搬受託者の管理票等の保存期間)

<u>第55条の14</u> 条例第60条の5第7項の規則で定める期間 <u>は、5年とする。</u>

(処理受託者の管理票の保存期間)

<u>第55条の15</u> 条例第60条の5第8項の規則で定める期間 は、5年とする。

(汚染土壌の処理の事業に関する計画書の記載事項)

- 第56条 条例第60条の7第2項の規則で定める事項は、次 に掲げるとおりとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(適用除外の土地)

- <u>第56条</u> 条例第61条第3号の規則で定める土地は、次に掲 げるとおりとする。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法 律第137号)第6条の2第2項に規定する一般廃棄 物処理基準に従い、同法第2条第2項に規定する一

(3) 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力

(2) 汚染土壌処理施設の設置の場所

- (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特 定有害物質による汚染状態
- (5) 汚染土壌の処理の方法
- (6) 汚染土壌の保管設備を設ける場合にあっては、 該保管設備の場所及び容量
- (7) 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要
- (8) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び 敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置
- (9) 汚染土壌処理施設の構造の詳細並びに汚染土壌処 理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理 施設(以下「埋立処理施設」という。)にあっては、 周囲の地形、地質及び地下水の状況
- (10) 汚染土壌の処理工程
- (11) 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方 法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出さ れる水(以下この条において「排出水」という。)及 び排出水に係る用水の系統
- (12) 排水口 (汚染土壌処理施設に係る事業場から公 共用水域に排出水を排出し、又は下水道(下水道法 (昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公 共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であ って、同条第6号に規定する終末処理場を設置して いるもの(その流域下水道に接続する公共下水道を 含む。)をいう。)に排除される水を排出する場所を いう。) における排出水の水質の測定方法
- (13) 汚染土壌処理施設の周縁の地下水(埋立処理施 設のうち公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同 <u>法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを</u> 行う施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地 下水) の水質の測定方法
- (14) 特定有害物質等の汚染土壌処理施設に係る事業 場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を 防止する方法
- (15) 浄化等処理施設 (汚染土壌処理業に関する省令 第1条第1号に規定する浄化等処理施設をいう。)又 はセメント製造施設(同条第2号に規定するセメン ト製造施設をいう。) にあっては、汚染土壌の処理に 伴って生じ、排出口(これらの施設において生ずる) 大気有害物質(同令第2条第2項第20号に規定する 大気有害物質をいう。以下同じ。) を大気中に排出す るために設けられた煙突その他の施設の開口部をい う。) から大気中に排出される大気有害物質の排出方 法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法

第6節 地下水の採取に関する規制等

(揚水規制区域)

改正前

般廃棄物の埋立処分が行われた土地

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項 に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第12条の2 第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従 同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の埋立 処分が行われた土地
- (3) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45年法律第136号) 第10条第2項第3号に規定する 基準に従い、同法第3条第6号に規定する廃棄物の 排出が行われた土地

第6節 地下水の採取に関する規制等 (揚水規制区域)

第57条 条例第62条第1項の規則で定める地域は、名古屋 │第57条 条例第62条第1項の規則で定める地域は、名古屋

市の全域とする。

(揚水設備)

- 第58条 条例第63条第1項の規則で定める設備は、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が6平方センチメートルを超える設備とする。ただし、次に掲げる設備を除く。
 - (1) 家事の用に供する設備
 - (2) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1 項に規定する指定地域内の設備で工業(同法第2条 第2項に規定する工業をいう。)の用に供するもの
 - (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項に規定する指定地域内の設備で建築物用地下水(同法第2条第1項に規定する建築物用地下水をいう。)に係るもの
 - (4) 河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内の設備

(揚水規制基準)

第59条 条例第63条第2項の規則で定める揚水規制基準は、別表第21に掲げるとおりとする。

(地下水の採取の許可の申請)

第60条 条例第64条第2項の規定による申請は、地下水採 取許可申請書(第21号様式)によって行わなければなら ない。

(許可等の通知)

第61条 市長は、条例第64条第2項の規定による申請を受理したときは、その日から起算して30日以内に、当該申請をした者に対し、許可又は不許可の旨を通知するものとする。ただし、当該申請に係る揚水設備が特殊であることその他の特別の理由により30日以内に許可又は不許可ができないときは、その理由を付して、当該申請をした者に対し、その旨及び許可又は不許可をする期限を通知するものとする。

(申請書の添付書類)

- 第62条 条例第64条第3項(条例第65条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 当該揚水設備を設置する工場等における揚水設備 の設置の場所を示す図面
 - (2) 揚水設備の構造概要図
 - (3) 当該揚水設備を設置する工場等における主要配管 系統図
 - (4) 当該揚水設備を設置する工場等における地下水等利用系統図(地下水の使用に係る作業の系統概要及びその作業の系統ごとに使用する地下水、地下水以外の水又は循環使用地下水の量を説明するものをいう。)
 - (5) 当該揚水設備を設置する工場等における地下水循環使用施設及び地下水還元施設の内容を説明する書類
 - (6) 工場等の事業内容等(主要燃料に係る事項を除 く。)
 - (7) 当該揚水設備を設置する工場等の付近の見取図
 - (8) 条例第64条第5項の規定の適用を受けようとする ときは、他の水源をもってその地下水に替えること が著しく困難であることを説明する書類

改正前

市の全域とする。

(揚水設備)

- 第58条 条例第63条第1項の規則で定める設備は、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が6平方センチメートルを超える設備とする。ただし、次に掲げる設備を除く。
 - (1) 家事の用に供する設備
 - (2) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1 項に規定する指定地域内の設備で工業(同法第2条 第2項に規定する工業をいう。)の用に供するもの
 - (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項に規定する指定地域内の設備で建築物用地下水(同法第2条第1項に規定する建築物用地下水をいう。)に係るもの
 - (4) 河川法 (昭和39年法律第167号) が適用され、又 は準用される河川の河川区域内の設備

(揚水規制基準)

第59条 条例第63条第2項の規則で定める揚水規制基準 は、別表第21に掲げるとおりとする。

(地下水の採取の許可の申請)

第60条 条例第64条第2項の規定による申請は、地下水採 取許可申請書(第21号様式)によって行わなければなら ない。

(許可等の通知)

第61条 市長は、条例第64条第2項の規定による申請を受理したときは、その日から起算して30日以内に、当該申請をした者に対し、許可又は不許可の旨を通知するものとする。ただし、当該申請に係る揚水設備が特殊であることその他の特別の理由により30日以内に許可又は不許可ができないときは、その理由を付して、当該申請をした者に対し、その旨及び許可又は不許可をする期限を通知するものとする。

(申請書の添付書類)

- 第62条 条例第64条第3項(条例第65条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 当該揚水設備を設置する工場等における揚水設備 の設置の場所を示す図面
 - (2) 揚水設備の構造概要図
 - (3) 当該揚水設備を設置する工場等における主要配管 系統図
 - (4) 当該揚水設備を設置する工場等における地下水等 利用系統図(地下水の使用に係る作業の系統概要及 びその作業の系統ごとに使用する地下水、地下水以 外の水又は循環使用地下水の量を説明するものをい う。)
 - (5) 当該揚水設備を設置する工場等における地下水循環使用施設及び地下水還元施設の内容を説明する書類
 - (6) 工場等の事業内容等(主要燃料に係る事項を除 く。)
 - (7) 当該揚水設備を設置する工場等の付近の見取図
 - (8) 条例第64条第5項の規定の適用を受けようとする ときは、他の水源をもってその地下水に替えること が著しく困難であることを説明する書類

(例外許可に係る用途)

- 第63条 条例第64条第5項(条例第66条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める用途は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 防災その他保安の用途
 - (2) 次に掲げる設備又は施設の用途

ア 水洗便所

- イ 公衆浴場
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は下水道法第 2条第6号に規定する終末処理場
- エ 学校教育法第1条に規定する学校、医療法第1 条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規 定する診療所、児童福祉法第7条第1項に規定す る児童福祉施設その他市長が定める施設
- (3) 水道法第3条第2項に規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道事業又は同条第6項に規定する専用水道の用途
- (4) 前3号に掲げる用途のほか、市長がやむを得ない ものとして認めた用途

(経過措置の届出)

第64条 条例第65条第1項の規定による届出は、地下水採 取届出書(第22号様式)によって行わなければならない。 (受理書の交付)

第65条 市長は、条例第65条第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、受理書を交付するものとする。

(構造等の変更の許可の申請)

第66条 条例第66条第1項の規定による許可を受けようとする者は、揚水設備変更許可申請書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第67条 条例第67条の規定による届出は、氏名等変更届出書(第5号様式)又は廃止届出書(第6号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第68条 条例第68条の規定により準用する条例第20条第 3項の規定による届出は、承継届出書(第7号様式)に よって行わなければならない。

(揚水設備に係る揚水量等の測定及び報告)

- 第69条 条例第71条第1項の規則で定める揚水設備は、揚水機の吐出口の断面積(2以上の揚水設備を設置しているものにあっては、その断面積の合計)が19平方センチメートルを超える設備とする。
- 2 条例第71条第1項に規定する水量測定器は、次に掲げる水量測定器のうち、揚水設備の構造、水量、水圧、揚水時間等に応じ、地下水の揚水量を最も正確に測定できるものとする。
 - (1) 接線流羽根車式水道メーター
 - (2) 軸流羽根車式水道メーター
 - (3) 円板型水道メーター
 - (4) ロータリーピストン型水道メーター
 - (5) ピストン型水道メーター

改正前

(例外許可に係る用途)

- 第63条 条例第64条第5項(条例第66条第2項において準 用する場合を含む。)の規則で定める用途は、次に掲げ るとおりとする。
 - (1) 防災その他保安の用途
 - (2) 次に掲げる設備又は施設の用途

ア 水洗便所

- イ 公衆浴場
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は下水道法 (昭和33年法律第79号) 第2条第6号に規定する 終末処理場
- エ 学校教育法第1条に規定する学校、医療法第1 条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規 定する診療所、児童福祉法第7条第1項に規定す る児童福祉施設その他市長が定める施設
- (3) 水道法 (昭和32年法律第177号) 第3条第2項に 規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道 事業又は同条第6項に規定する専用水道の用途
- (4) 前3号に掲げる用途のほか、市長がやむを得ない ものとして認めた用途

(経過措置の届出)

第64条 条例第65条第1項の規定による届出は、地下水採 取届出書(第22号様式)によって行わなければならない。 (受理書の交付)

第65条 市長は、条例第65条第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、受理書を交付するものとする。

(構造等の変更の許可の申請)

第66条 条例第66条第1項の規定による許可を受けようとする者は、揚水設備変更許可申請書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第67条 条例第67条の規定による届出は、氏名等変更届出書(第5号様式)又は廃止届出書(第6号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第68条 条例第68条の規定により準用する条例第20条第 3項の規定による届出は、承継届出書(第7号様式)に よって行わなければならない。

(揚水設備に係る揚水量等の測定及び報告)

- 第69条 条例第71条第1項の規則で定める揚水設備は、揚水機の吐出口の断面積(2以上の揚水設備を設置しているものにあっては、その断面積の合計)が19平方センチメートルを超える設備とする。
- 2 条例第71条第1項に規定する水量測定器は、次に掲げる水量測定器のうち、揚水設備の構造、水量、水圧、揚水時間等に応じ、地下水の揚水量を最も正確に測定できるものとする。
 - (1) 接線流羽根車式水道メーター
 - (2) 軸流羽根車式水道メーター
 - (3) 円板型水道メーター
 - (4) ロータリーピストン型水道メーター
 - (5) ピストン型水道メーター

- (6) ベンチュリー管分流式水道メーター
- (7) ローター型水道メーター
- (8) 複合型水道メーター
- (9) 副管付水道メーター
- (10) 前各号に掲げるものと同等以上の能力を有すると市長が認めた水量測定器
- 3 条例第71条第1項の規定による報告は、水量測定器設置報告書(第24号様式)によって行わなければならない。
- 4 条例第71条第2項の規則で定める揚水設備は、すべて の揚水設備とする。
- 5 条例第71条第2項の規定による揚水量及び地下水位 の測定の結果は、揚水量等測定記録表(第25号様式)に より記録し、これを3年間保管しておかなければならな い。
- 6 条例第71条第2項の規定による報告は、毎年4月1日 から同月末日までに、前年度分について、揚水量等報告 書(第26号様式)によって行わなければならない。

(井戸設備の設置の届出)

- 第70条 条例第72条第1項の規定による届出は、井戸設備 設置届出書(第27号様式)によって行わなければならない
- 2 条例第72条第2項の規則で定める書類は、井戸設備の 設置の場所を示す図面及び井戸設備の構造概要図とす る。

(構造等の変更の届出)

- 第71条 条例第73条の規定による届出は、井戸設備変更届 出書(第28号様式)によって行わなければならない。 (氏名等の変更等の届出)
- 第72条 条例第74条の規定による届出は、氏名等変更届出書(第5号様式)又は廃止届出書(第6号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第73条 条例第75条の規定により準用する条例第68条の 規定により準用する条例第20条第3項の規定による届 出は、承継届出書(第7号様式)によって行わなければ ならない。

(井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告)

- 第73条の2 条例第75条の2の規定による揚水量及び地下水位の測定の結果は、揚水量等測定記録表(第25号様式)により記録し、これを3年間保管しておかなければならない。
- 2 条例第75条の2の規定による報告は、毎年4月1日から同月末日までに、前年度分について、揚水量等報告書 (第26号様式)によって行わなければならない。

(地下掘削工事の届出)

- 第74条 条例第80条第1項の規則で定める掘削工事は、揚水機の吐出口の断面積が78平方センチメートルを超える設備を用いて、ゆう出水を排出する工事とする。
- 2 条例第80条第1項の規定による届出は、工事の開始の 日の7日前までに、地下掘削工事施工届出書(第29号様 式)によって行わなければならない。
- 3 条例第80条第1項第5号の規則で定める事項は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 地下掘削工事の名称又は件名

改正前

- (6) ベンチュリー管分流式水道メーター
- (7) ローター型水道メーター
- (8) 複合型水道メーター
- (9) 副管付水道メーター
- (10) 前各号に掲げるものと同等以上の能力を有する と市長が認めた水量測定器
- 3 条例第71条第1項の規定による報告は、水量測定器設置報告書(第24号様式)によって行わなければならない。
- 4 条例第71条第2項の規則で定める揚水設備は、すべての揚水設備とする。
- 5 条例第71条第2項の規定による揚水量及び地下水位 の測定の結果は、揚水量等測定記録表(第25号様式)に より記録し、これを3年間保管しておかなければならない。
- 6 条例第71条第2項の規定による報告は、毎年4月1日 から同月末日までに、前年度分について、揚水量等報告 書(第26号様式)によって行わなければならない。

(井戸設備の設置の届出)

- 第70条 条例第72条第1項の規定による届出は、井戸設備 設置届出書(第27号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第72条第2項の規則で定める書類は、井戸設備の 設置の場所を示す図面及び井戸設備の構造概要図とす る。

(構造等の変更の届出)

第71条 条例第73条の規定による届出は、井戸設備変更届 出書 (第28号様式) によって行わなければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第72条 条例第74条の規定による届出は、氏名等変更届出書(第5号様式)又は廃止届出書(第6号様式)によって行わなければならない。

(承継の届出)

第73条 条例第75条の規定により準用する条例第68条の 規定により準用する条例第20条第3項の規定による届 出は、承継届出書(第7号様式)によって行わなければ ならない。

(井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告)

- 第73条の2 条例第75条の2の規定による揚水量及び地下水位の測定の結果は、揚水量等測定記録表(第25号様式)により記録し、これを3年間保管しておかなければならない。
- 2 条例第75条の2の規定による報告は、毎年4月1日から同月末日までに、前年度分について、揚水量等報告書 (第26号様式)によって行わなければならない。

(地下掘削工事の届出)

- 第74条 条例第80条第1項の規則で定める掘削工事は、揚水機の吐出口の断面積が78平方センチメートルを超える設備を用いて、ゆう出水を排出する工事とする。
- 2 条例第80条第1項の規定による届出は、工事の開始の 日の7日前までに、地下掘削工事施工届出書(第29号様 式)によって行わなければならない。
- 3 条例第80条第1項第5号の規則で定める事項は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 地下掘削工事の名称又は件名

- (2) 予想されるゆう出水の量及びその処理方法
- 4 条例第80条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 地下掘削工事の場所を示す図面
 - (2) 地下掘削工事の場所の付近の見取図
 - (3) ゆう出水量計算書
 - (4) ゆう出水の処理方法を示す図面
 - (5) 地下掘削工事の工程表

(地下水ゆう出量等の報告)

- 第75条 条例第81条の規定による報告は、地下掘削工事の期間中、毎月5日までに、前月分(前々月の21日から前月の20日までの分をいう。)について、地下水ゆう出量等報告書(第30号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第81条の規則で定める事項は、地下水のゆう出量とする。

第3章 廃棄物等の焼却の制限

(規則で定める廃棄物焼却炉)

- 第76条 条例第83条第1項の規則で定める廃棄物焼却炉は、次に掲げる構造に係る要件のすべてを満たす廃棄物焼却炉とする。
 - (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下この条において「燃焼ガス」という。) の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物等を焼却できるものであること。
 - (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - (3) 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃 焼室に投入することができるものであること (ガス 化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められ る焼却設備の場合を除く。)。
 - (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 - (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(焼却禁止の例外となる廃棄物等の焼却)

- 第77条 条例第83条第1項ただし書の規則で定める焼却は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、 応急対策又は復旧のために必要な廃棄物等の焼却
 - (2) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な 廃棄物等(廃プラスチック類、ゴム、廃油及び皮革 を除く。次号及び第4号において同じ。)の焼却
 - (3) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないも のとして行われる廃棄物等の焼却
 - (4) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃 棄物等の焼却であって軽微なもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ないものと認める廃棄物等の焼却

第4章 環境への負荷の低減に係る措置

第1節 建築物に係る環境への負荷の低減

(特定建築物の規模) 第78条 条例第93条第1項の規則で定める規模は、床面積

第78条 条例第93条第1項の規則で定める規模は、床面積 (増築の場合にあっては増築部分の床面積)の合計が、 改正前

- (2) 予想されるゆう出水の量及びその処理方法
- 4 条例第80条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 地下掘削工事の場所を示す図面
 - (2) 地下掘削工事の場所の付近の見取図
 - (3) ゆう出水量計算書
 - (4) ゆう出水の処理方法を示す図面
 - (5) 地下掘削工事の工程表

(地下水ゆう出量等の報告)

- 第75条 条例第81条の規定による報告は、地下掘削工事の期間中、毎月5日までに、前月分(前々月の21日から前月の20日までの分をいう。)について、地下水ゆう出量等報告書(第30号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第81条の規則で定める事項は、地下水のゆう出量とする。

第3章 廃棄物等の焼却の制限

(規則で定める廃棄物焼却炉)

- 第76条 条例第83条第1項の規則で定める廃棄物焼却炉は、次に掲げる構造に係る要件のすべてを満たす廃棄物焼却炉とする。
 - (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下この条において「燃焼ガス」という。) の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物等を焼却できるものであること。
 - (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - (3) 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃 焼室に投入することができるものであること (ガス 化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められ る焼却設備の場合を除く。)。
 - (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 - (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(焼却禁止の例外となる廃棄物等の焼却)

- 第77条 条例第83条第1項ただし書の規則で定める焼却は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、 応急対策又は復旧のために必要な廃棄物等の焼却
 - (2) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な 廃棄物等(廃プラスチック類、ゴム、廃油及び皮革 を除く。次号及び第4号において同じ。)の焼却
 - (3) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないも のとして行われる廃棄物等の焼却
 - (4) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃 棄物等の焼却であって軽微なもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ないものと認める廃棄物等の焼却

第4章 環境への負荷の低減に係る措置

第1節 建築物に係る環境への負荷の低減

(特定建築物の規模)

第78条 条例第93条第1項の規則で定める規模は、床面積 (増築の場合にあっては増築部分の床面積)の合計が、

2,000平方メートルとする。

(建築物環境計画書の届出)

- 第79条 条例第93条第1項の規定による届出は、工事に着手する予定の日の21日前までに、建築物環境計画書届出書(第31号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第93条第1項第5号の規則で定める事項は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 資源の適正な利用のための措置
 - (2) 建築物の敷地外環境の保全のための措置
 - (3) 建築物の環境への負荷の程度を評価するために必要な建築物の性能に関する事項

(建築物環境計画書の公表)

- 第80条 条例第93条第2項の規則で定める特定建築物は、 すべての特定建築物とする。
- 2 条例第93条第2項(条例第94条第2項及び第95条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、 次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 住宅都市局内での閲覧
 - (2) インターネットの利用その他の適切な方法による 公表

(建築物環境計画書の変更の届出)

第81条 条例第94条第1項の規定による届出は、建築物環境計画書変更届出書(第32号様式)によって行わなければならない。

(工事完了の届出)

第82条 条例第95条第1項の規定による届出は、当該特定 建築物の新築等に係る工事が完了した日から15日以内 に、特定建築物工事完了届出書(第33号様式)によって 行わなければならない。

第2節 事業活動に伴う地球温暖化の防止

(温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等)

第83条 条例第98条第1項の規則で定める工場等は、年度において使用した燃料の量(工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量を含む。)並びに年度において他人から供給された熱及び電気の量(工場等において運行の管理を行う自動車及び鉄道車両の電気の使用量を含む。)をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量が800キロリットル以上である工場等とする。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

- 第84条 条例第98条第1項に規定する地球温暖化対策計画書は、工場等が前条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則として3年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。
- 2 条例第98条第1項の規定による届出は、前項に規定する計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書届出書(第34号様式)によって行わなければならない。

(地球温暖化対策計画書の公表等)

第85条 条例第100条第1項の規定により公表する地球 温暖化対策計画書及び同条第2項の規定により公表す る地球温暖化対策の実施の状況の内容は、次に掲げる事 項を含むものとする。 改正前

2,000平方メートルとする。

(建築物環境計画書の届出)

- 第79条 条例第93条第1項の規定による届出は、工事に着手する予定の日の21日前までに、建築物環境計画書届出書(第31号様式)によって行わなければならない。
- 2 条例第93条第1項第5号の規則で定める事項は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 資源の適正な利用のための措置
 - (2) 建築物の敷地外環境の保全のための措置
 - (3) 建築物の環境への負荷の程度を評価するために必要な建築物の性能に関する事項

(建築物環境計画書の公表)

- 第80条 条例第93条第2項の規則で定める特定建築物は、 すべての特定建築物とする。
- 2 条例第93条第2項(条例第94条第2項及び第95条第2 項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、 次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 住宅都市局内での閲覧
 - (2) インターネットの利用その他の適切な方法による公表

(建築物環境計画書の変更の届出)

第81条 条例第94条第1項の規定による届出は、建築物環境計画書変更届出書(第32号様式)によって行わなければならない。

(工事完了の届出)

第82条 条例第95条第1項の規定による届出は、当該特定 建築物の新築等に係る工事が完了した日から15日以内 に、特定建築物工事完了届出書(第33号様式)によって 行わなければならない。

第2節 事業活動に伴う地球温暖化の防止

(温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等)

第83条 条例第98条第1項の規則で定める工場等は、年度において使用した燃料の量(工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量を含む。)並びに年度において他人から供給された熱及び電気の量(工場等において運行の管理を行う自動車及び鉄道車両の電気の使用量を含む。)をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量が800キロリットル以上である工場等とする。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

- 第84条 条例第98条第1項に規定する地球温暖化対策計画書は、工場等が前条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則として3年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。
- 2 条例第98条第1項の規定による届出は、前項に規定する計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書届出書(第34号様式)によって行わなければならない。

(地球温暖化対策計画書の公表等)

第85条 条例第100条第1項の規定により公表する地球 温暖化対策計画書及び同条第2項の規定により公表す る地球温暖化対策の実施の状況の内容は、次に掲げる事 項を含むものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の状況
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項
- 2 条例第100条第1項及び第2項の規定による公表は、 地球温暖化対策事業者の工場等における備置き、掲示そ の他の容易に閲覧できる場所、時間等に配慮した方法に より行うものとする。
- 3 条例第100条第1項の規定による公表の期間は、地球 温暖化対策計画書を提出した日から同計画書の計画期 間の終了日までとする。
- 4 条例第100条第2項の規定による地球温暖化対策の 実施の状況の報告は、毎年度7月末日までに、前年度分 について、地球温暖化対策実施状況報告書(第35号様式) によって行わなければならない。
- 5 条例第100条第2項の規定による公表の期間は、地球 温暖化対策実施状況報告書を提出した日から90日間と する。
- 6 条例第100条第3項の規定により公表する内容は、次 のとおりとする。
 - (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 7 条例第100条第3項の規定による公表は、次に掲げる 方法により行うものとする。
 - (1) 環境局内での閲覧
 - (2) インターネットの利用その他の適切な方法による 公表

第3節 自動車の使用に伴う環境への負荷の 低減

(組織)

- 第86条 名古屋市自動車公害対策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の役員若しく は職員又は学識経験者等のうちから市長が委嘱する 者
 - (2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者 (任期)
- 第87条 前条第1号に掲げる委員の任期は、2年とする。 ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第88条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第89条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集し、その 議長となる。

(専門部会)

- 第90条 協議会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる
- 2 専門部会は、協議会から付議された事項について協議

改正前

- (1) 温室効果ガスの排出の状況
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針 に定める事項
- 2 条例第100条第1項及び第2項の規定による公表は、 地球温暖化対策事業者の工場等における備置き、掲示そ の他の容易に閲覧できる場所、時間等に配慮した方法に より行うものとする。
- 3 条例第100条第1項の規定による公表の期間は、地球 温暖化対策計画書を提出した日から同計画書の計画期 間の終了日までとする。
- 4 条例第100条第2項の規定による地球温暖化対策の 実施の状況の報告は、毎年度7月末日までに、前年度分 について、地球温暖化対策実施状況報告書(第35号様式) によって行わなければならない。
- 5 条例第100条第2項の規定による公表の期間は、地球 温暖化対策実施状況報告書を提出した日から90日間と する。
- 6 条例第100条第3項の規定により公表する内容は、次 のとおりとする。
 - (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 7 条例第100条第3項の規定による公表は、次に掲げる 方法により行うものとする。
 - (1) 環境局内での閲覧
 - (2) インターネットの利用その他の適切な方法による 公表

第3節 自動車の使用に伴う環境への負荷の 低減

(組織)

- 第86条 名古屋市自動車公害対策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の役員若しく は職員又は学識経験者等のうちから市長が委嘱する 者
 - (2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者 (任期)
- 第87条 前条第1号に掲げる委員の任期は、2年とする。 ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第88条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議

第89条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集し、その 議長となる。

(専門部会)

- 第90条 協議会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる
- 2 専門部会は、協議会から付議された事項について協議

する。

- 3 専門部会は、部会長及び専門委員で組織する。
- 4 部会長は、協議会の会長が指名する。
- 5 専門委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 協議会の委員又は幹事のうちから会長が指名する 者
 - (2) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員又は学識経験者のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者
- 6 第88条第3項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第88条第4項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名する専門委員」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、必要の都度、専門部会における協議の経過 及び結果を協議会に報告する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第91条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、次に掲げる者とする。
 - (1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者
- 3 幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。 (幹事会)
- 第92条 幹事会は、幹事をもって構成し、協議会の協議事項を整理する。
- 2 会長の指名する幹事は、幹事会を招集し、その会議の議長となる。

(庶務)

第93条 協議会の庶務は、環境局において処理する。 (委任)

第94条 第86条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会が定める。

(排出ガス)

- 第95条 条例第108条第2項の規則で定める物質は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 一酸化炭素
 - (2) 炭化水素
 - (3) 鉛化合物
 - (4) 窒素酸化物
 - (5) 粒子状物質
 - (6) 二酸化炭素
 - (7) 黒煙

(アイドリング・ストップの特例)

- 第96条 条例第110条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車を停車する場合その他同法の規定により自動車を停車する場合
 - (2) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停

改正前

- 3 専門部会は、部会長及び専門委員で組織する。
- 4 部会長は、協議会の会長が指名する。
- 5 専門委員は、次に掲げる者とする。

する。

- (1) 協議会の委員又は幹事のうちから会長が指名する 者
- (2) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員又は学 識経験者のうちから市長が委嘱する者
- (3) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者
- 6 第88条第3項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第88条第4項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名する専門委員」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、必要の都度、専門部会における協議の経過 及び結果を協議会に報告する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (幹事)

第91条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、次に掲げる者とする。
 - (1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者
- 3 幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。 (幹事会)
- 第92条 幹事会は、幹事をもって構成し、協議会の協議事項を整理する。
- 2 会長の指名する幹事は、幹事会を招集し、その会議の議長となる。

(庶務)

第93条 協議会の庶務は、環境局において処理する。 (委任)

第94条 第86条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会が定める。

(排出ガス)

- 第95条 条例第108条第2項の規則で定める物質は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 一酸化炭素
 - (2) 炭化水素
 - (3) 鉛化合物
 - (4) 窒素酸化物
 - (5) 粒子状物質
 - (6) 二酸化炭素
 - (7) 黒煙

(アイドリング・ストップの特例)

- 第96条 条例第110条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第7条の規 定により信号機の表示する信号等に従って自動車を 停車する場合その他同法の規定により自動車を停車 する場合
 - (2) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停

車する場合

- (3) 人を乗せ、又は降ろすために自動車を停車する場合
- (4) 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その 他の附属装置(自動車の運転者室及び客室の冷房又 は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用 する場合
- (5) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条 第1項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用 されている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認め られる場合

(駐車場の規模)

第97条 条例第112条の規則で定める規模は、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートルとする。

(自動車環境情報の説明等を要する新車)

第98条 条例第114条の規則で定める自動車は、道路運送 車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通 自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車(側 車付二輪自動車を含む。)及び被けん引自動車を除いた ものとする。

(自動車環境情報)

- 第99条 条例第114条の規則で定める項目は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量

ア 一酸化炭素

- イ 炭化水素
- ウ 窒素酸化物
- エ 粒子状物質(軽油を燃料とする自動車である場合に限る。カにおいて同じ。)
- オ 二酸化炭素 (専ら乗用の用又は人の運送の用に 供する普通自動車及び小型自動車 (乗車定員が10 人以下のものに限る。)、貨物の運送の用に供する 小型自動車並びに軽自動車である場合に限る。第 5号において同じ。)

カ黒煙

- (2) その他自動車の運行に伴い発生する次に掲げる物質の量
 - ア 非メタン炭化水素の排出量(天然ガスを燃料と する自動車である場合に限る。)
 - イ ホルムアルデヒドの排出量(メタノールを燃料 とする自動車である場合に限る。)
- (3) 加速走行騒音(自動車騒音の大きさの許容限度(昭和50年環境庁告示第53号)における加速走行騒音をいう。)の大きさ
- (4) 燃料の種別
- (5) 燃料消費率
- (6) エアコンの冷媒の種類及びその使用量 第5章 雑則

(調査の請求)

第100条 条例第123条第1項の規定による調査の請求 は、調査請求書(第36号様式)を保健所長を経由して提 出することによって行わなければならない。

(調査を行わない場合)

改正前

- (3) 人を乗せ、又は降ろすために自動車を停車する場
- (4) 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その 他の附属装置(自動車の運転者室及び客室の冷房又 は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用 する場合
- (5) 道路交通法施行令 (昭和35年政令第270号) 第13条 第1項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用 されている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認め られる場合

(駐車場の規模)

車する場合

第97条 条例第112条の規則で定める規模は、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートルとする。

(自動車環境情報の説明等を要する新車)

第98条 条例第114条の規則で定める自動車は、道路運送 車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通 自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車(側 車付二輪自動車を含む。)及び被けん引自動車を除いた ものとする。

(自動車環境情報)

- 第99条 条例第114条の規則で定める項目は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) 排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量

ア 一酸化炭素

- イ 炭化水素
- ウ 窒素酸化物
- エ 粒子状物質(軽油を燃料とする自動車である場合に限る。カにおいて同じ。)
- オ 二酸化炭素 (専ら乗用の用又は人の運送の用に 供する普通自動車及び小型自動車 (乗車定員が10 人以下のものに限る。)、貨物の運送の用に供する 小型自動車並びに軽自動車である場合に限る。第 5号において同じ。)

カ黒煙

- (2) その他自動車の運行に伴い発生する次に掲げる物質の量
 - ア 非メタン炭化水素の排出量(天然ガスを燃料と する自動車である場合に限る。)
 - イ ホルムアルデヒドの排出量 (メタノールを燃料 とする自動車である場合に限る。)
- (3) 加速走行騒音(自動車騒音の大きさの許容限度(昭和50年環境庁告示第53号)における加速走行騒音をいう。)の大きさ
- (4) 燃料の種別
- (5) 燃料消費率
- (6) エアコンの冷媒の種類及びその使用量 第5章 雑則

(調査の請求)

第100条 条例第123条第1項の規定による調査の請求 は、調査請求書(第36号様式)を保健所長を経由して提 出することによって行わなければならない。

(調査を行わない場合)

- 第101条 条例第123条第2項の規則で定める場合は、次 に掲げるとおりとする。
 - (1) 法律又は条例の規定に基づき、工場等の設置者等 に調査が義務づけられている事項に係る調査を求め るものであるとき。
 - (2) 過去の調査又は近隣若しくは類似の調査の結果を もって、請求に係る調査に代えることが合理的と認 められるとき。
 - (3) その他請求に係る調査を行わないことについて、 合理的かつ正当な理由があると認められるとき。

(規制措置の申立て)

- 第102条 条例第124条第1項の規定による規制措置の 申立ては、規制措置申立書(第37号様式)を保健所長を 経由して提出することによって行わなければならない。 (身分証明書)
- 第103条 条例第127条第3項に規定する身分を示す証 明書の様式は、第38号様式のとおりとする。

(提出書類の部数)

第104条 条例の規定により提出する申請書、届出書又は 報告書その他の書類には、その写し1通を添付しなけれ ばならない。

(提出書類の省略)

第105条 市長は、条例又はこの規則に基づき事業者等が 提出すべき書類について、法律又は他の条例に基づいて 既に提出されている書類と内容が同様であることによ り提出の必要がないと認めるときは、条例又はこの規則 に基づく書類の提出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、 第2章第4節並びに第4章第1節及び第2節の規定は 平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に原動機の定格出力が3.75キ ロワット以上の圧縮機(空気圧縮機を除く。)を工場等 (当該施設以外の騒音発生施設が設置されていないも のに限る。) に設置している者(設置の工事をしている 者を含む。) は、平成16年3月31日までに、騒音・振動 発生施設設置(使用)届出書(第8号様式)により、そ の旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前項に規定する者にあっては、平成16年3月31日まで の間は、この規則による改正後の市民の健康と安全を確 保する環境の保全に関する条例施行細則(以下「新規則」 という。) 別表第9の規定は適用しない。
- 4 この規則による改正前の名古屋市公害防止条例施行 細則(以下「旧規則」という。)別表第5備考第3号又 は第4号に掲げる揚水設備に係る揚水規制基準の適用 については、なお従前の例による。
- 5 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 15年愛知県規則第87号) による改正前の愛知県公害防止 条例施行規則(昭和46年愛知県規則第75号。以下「旧県 規則」という。) 附則第14項又は第15項に規定する揚水 設備(前項に規定する揚水設備を除く。)に係る許可の 基準の適用については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に新規則第69条第4項の規定 │ 6 この規則の施行の際現に新規則第69条第4項の規定

改正前

- 第101条 条例第123条第2項の規則で定める場合は、次 に掲げるとおりとする。
 - (1) 法律又は条例の規定に基づき、工場等の設置者等 に調査が義務づけられている事項に係る調査を求め るものであるとき。
 - (2) 過去の調査又は近隣若しくは類似の調査の結果を もって、請求に係る調査に代えることが合理的と認 められるとき。
 - (3) その他請求に係る調査を行わないことについて、 合理的かつ正当な理由があると認められるとき。 (規制措置の申立て)
- 第102条 条例第124条第1項の規定による規制措置の 申立ては、規制措置申立書(第37号様式)を保健所長を 経由して提出することによって行わなければならない。 (身分証明書)
- 第103条 条例第127条第3項に規定する身分を示す証 明書の様式は、第38号様式のとおりとする。

(提出書類の部数)

第104条 条例の規定により提出する申請書、届出書又は 報告書その他の書類には、その写し1通を添付しなけれ ばならない。

(提出書類の省略)

第105条 市長は、条例又はこの規則に基づき事業者等が 提出すべき書類について、法律又は他の条例に基づいて 既に提出されている書類と内容が同様であることによ り提出の必要がないと認めるときは、条例又はこの規則 に基づく書類の提出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、 第2章第4節並びに第4章第1節及び第2節の規定は 平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に原動機の定格出力が3.75キ ロワット以上の圧縮機(空気圧縮機を除く。)を工場等 (当該施設以外の騒音発生施設が設置されていないも のに限る。) に設置している者(設置の工事をしている 者を含む。)は、平成16年3月31日までに、騒音・振動 発生施設設置(使用)届出書(第8号様式)により、そ の旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前項に規定する者にあっては、平成16年3月31日まで の間は、この規則による改正後の市民の健康と安全を確 保する環境の保全に関する条例施行細則(以下「新規則」 という。) 別表第9の規定は適用しない。
- 4 この規則による改正前の名古屋市公害防止条例施行 細則(以下「旧規則」という。)別表第5備考第3号又 は第4号に掲げる揚水設備に係る揚水規制基準の適用 については、なお従前の例による。
- 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 15年愛知県規則第87号) による改正前の愛知県公害防止 条例施行規則(昭和46年愛知県規則第75号。以下「旧県 規則」という。) 附則第14項又は第15項に規定する揚水 設備(前項に規定する揚水設備を除く。)に係る許可の 基準の適用については、なお従前の例による。

により新たに揚水量及び地下水位を測定しなければならないこととなる揚水設備により地下水を採取している者にあっては、平成16年3月31日までの間は、同条第5項の規定は適用しない。

- 7 条例附則第5条第1項の規定による届出は、井戸設備 設置届出書(第27号様式)によって行わなければならな い。
- 8 条例附則第6条第1項の規定による届出は、地下掘削 工事施工届出書(第29号様式)によって行わなければな らない
- 9 平成16年4月1日に現に存する工場等に係る第83条 の規定の適用については、同条中「年度」とあるのは、 「平成15年4月1日から平成16年3月31日まで」とする。
- 10 この規則施行の際現に旧規則又は旧県規則に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、新規則の様式を満たすよう修正して使用することができる。

(特定化学物質の取扱量の把握等に関する特例)

11 平成21年度において把握すべき条例第48条第1項に 規定する特定化学物質の取扱量(以下「取扱量」という。) 及び平成22年度において届け出るべき取扱量並びに平 成21年度において作成し、又は変更すべき条例第49条第 1項に規定する特定化学物質等適正管理書については、 第2条及び第43条第1項第1号の規定にかかわらず、第 2条に規定する条例第2条第5号の規則で定める化学 物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管 理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する 政令(平成20年政令第356号)による改正前の特定化学 物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進 に関する法律施行令(以下「旧令」という。)別表第1 に規定する第1種指定化学物質とし、第43条第1項第1 号に規定する条例第48条第1項の規則で定める要件は、 旧令第3条各号に掲げる業種に属する事業を営む者と する。

附 則(平成17年規則第158号)抄 (施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第180号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第115号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平成24年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告に関する経 過措置)

2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(以下「新規則」という。)第73条の2第2項の規定は、施行日以後に井戸設備により地下水を採取している者について適用する。

(地球温暖化対策の実施の状況の報告等に関する経過 措置) 改正前

により新たに揚水量及び地下水位を測定しなければならないこととなる揚水設備により地下水を採取している者にあっては、平成16年3月31日までの間は、同条第5項の規定は適用しない。

- 7 条例附則第5条第1項の規定による届出は、井戸設備 設置届出書(第27号様式)によって行わなければならない
- 8 条例附則第6条第1項の規定による届出は、地下掘削 工事施工届出書(第29号様式)によって行わなければな らない。
- 9 平成16年4月1日に現に存する工場等に係る第83条 の規定の適用については、同条中「年度」とあるのは、 「平成15年4月1日から平成16年3月31日まで」とする。
- 10 この規則施行の際現に旧規則又は旧県規則に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、新規則の様式を満たすよう修正して使用することができる。

(特定化学物質の取扱量の把握等に関する特例)

11 平成21年度において把握すべき条例第48条第1項に 規定する特定化学物質の取扱量(以下「取扱量」という。) 及び平成22年度において届け出るべき取扱量並びに平 成21年度において作成し、又は変更すべき条例第49条第 1項に規定する特定化学物質等適正管理書については、 第2条及び第43条第1項第1号の規定にかかわらず、第 2条に規定する条例第2条第5号の規則で定める化学 物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管 理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する 政令(平成20年政令第356号)による改正前の特定化学 物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進 に関する法律施行令(以下「旧令」という。)別表第1 に規定する第1種指定化学物質とし、第43条第1項第1 号に規定する条例第48条第1項の規則で定める要件は、 旧令第3条各号に掲げる業種に属する事業を営む者と する。

附 則(平成17年規則第158号)抄 (施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第180号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第115号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平成24年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告に関する経 過措置)

2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(以下「新規則」という。)第73条の2第2項の規定は、施行日以後に井戸設備により地下水を採取している者について適用する。

(地球温暖化対策の実施の状況の報告等に関する経過 措置)

女正後 改正前

- 3 新規則第84条及び第85条第4項の規定は、平成24年度 以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策 計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適 用する。
 - 附 則(平成25年規則第15号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、 第41条、別表第3備考及び別表第6の改正規定は、公布の 日から施行する。
- 3 新規則第84条及び第85条第4項の規定は、平成24年度 以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策 計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適 用する。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則別表抜粋(改正後)

(下線部分は改正部分)

別表第3(第7条関係) 原料の量の重油の量への換算

別表	別表第3(第7条関係) 原料の重の重細の重への換昇						
1		掲げる焙ばい焼炉又は焼結炉に	1キログラム	当該原料の量1キログラムの処理に伴い			
	おいて用いられる原			平均的に発生する窒素酸化物の量に相当			
2	別表第1の4の項に	掲げる転炉又は平炉において用		する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生す			
	いられる原料			る重油(重油1リットルの燃焼に伴い発			
3	別表第1の8の項に	掲げる触媒再生塔において用い		生する窒素酸化物の量を1.97グラムとす			
	られる原料			る。)の量(リットル)			
4	別表第1の13の項に掲げる電気炉において用いられ						
	る原料						
5	別表第1の14の項	都市ゴミ		0.56リットル			
	に掲げる廃棄物焼	下水汚泥		0.25リットル			
	却炉において用い	一般廃棄物(都市ゴミを除く。)		0.94リットル			
	られる焼却物	産業廃棄物(都市ゴミ及び下水		当該原料の量1キログラムの処理に伴い			
		汚泥を除く。)		平均的に発生する窒素酸化物の量に相当			
6	別表第1の16の項に掲げる焙ばい焼炉、焼結炉又は			する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生す			
	転炉において用いら	れる原料		る重油(重油1リットルの燃焼に伴い発			
7	別表第1の19の項に	掲げる塩化水素反応施設又は塩		生する窒素酸化物の量を1.97グラムとす			
	化水素吸収施設にお	いて用いられる原料		る。) の量 (リットル)			
8	別表第1の26の項に	掲げる吸収施設、漂白施設又は					
	濃縮施設において用	いられる原料					
9	その他の窒素酸化物	排出施設(主たる熱源が電気で					
	あるものに限る。) に	こおいて用いられる原料					

備考

- 1 都市ゴミとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項及び第11条第2項の規定に基づき処分さ れる廃棄物をいう。以下別表第5附表において同じ。
- 2 下水汚泥とは、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、下水の処理に伴い生ずる汚泥をいう。 以下別表第5附表において同じ。

別表第6 (第19条第2項関係) 大気汚染物質の測定の頻度及び方法

別表第6 (第19条第2項関係) 大気汚染物質の測定の頻度及び方法							
窒素	酸化物排出施設の区分	測定頻度 測定方法					
			窒素酸化物濃度	残存酸素濃度	温度	排出ガス量	
1	当該施設において発生	常時	日本工業規格	日本工業規格	日本工業規	日本工業規格	
	し、排出口から大気中に		B7982の項に定	B7983 の項に	格 Z8808 の	Z8808 の項に	
	排出される排出ガス量		める自動計測器	定める自動計	項に定める	定める方法又	
	(温度が零度であって、		を使用して、日本	測器を使用し	方法又はこ	はこれと同等	
	圧力が1気圧の状態に		工業規格K0104	て測定する。た	れと同等の	の測定値が得	
	換算した1時間当たり		の項に定める方	だし、1年に2	測定値が得	られる排出ガ	
	の湿り排出ガスの最大		法のうち、連続分	回以上、オルザ	られる温度	ス量測定方法	
	量をいう。以下この表に		析法による。ただ	ットガス分析	測定法によ	による。ただ	
				法と同時の測			
	おいて同じ。)が毎時		し、1年に2回以		る。	し、排出ガス量	
	20,000立方メートル以		上、フェノールジ	定を行い、計測		を燃料の燃焼	
	上の窒素酸化物排出施		スルホン酸法と	器の指示値の		計算により算	
	設(第4の項に掲げる施		同時の測定を行	確認を行うこ		定できると認	
	設を除く。)		い、計測器の指示	ととする。		められる施設	
			値の確認を行う			にあっては、日	
			こととする。			本工業規格	
						<u>Z8762-1</u> の項	
						<u>から Z8762-4</u>	
						の項までに定	
						める方法又は	
						計量法施行令	
						(平成5年政	
						令第329号) 第	
						2条第5号イ	
						(3)から(6)	
						<u>まで</u> に規定す	
						る積算体積計	
						により燃料使	
						用量を測定す	
						ることにより、	
						排出ガス量の	
						測定とみなす	
						ことができる。	
2	当該施設において発生	年2回以上	日本工業規格	オルザットガ		日本工業規格	
	し、排出口から大気中に		K0104の項に定	ス分析法又は	格 Z8808 の	Z8808 の項に	
	排出される排出ガス量		める方法による。	これと同等の		定める方法に	
	が毎時20,000立方メー			測定値が得ら	方法による。	よる。	
	トル未満の窒素酸化物			れる酸素濃度			
	排出施設 (次項及び第4			分析法による。			
	の項に掲げる施設を除						
	⟨。)						
3	当該施設において発生	年1回以上					
	し、排出口から大気中に	, - 110,11					
	排出される排出ガス量						
	が毎時20,000立方メー						
	トル未満であり、1年間						
	につき継続して休止す						
	る期間(前年から引き続						
	き休止し、かつ、その期						
	間のうち前年に属する						
	期間が6月未満である						
	場合は、当該前年に属す						
	る期間を含む。) が6月						
	以上の窒素酸化物排出						
	施設						
4	燃料電池用改質器	5年に1回以					
		上					
				<u> </u>		1	

別表第18(第52条第1号関係)十壤溶出量基準

別表第18(第52条第1号関係)土壌浴出重基準	
特定有害物質の種類	土壌溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
2-クロロ-4・6-ビス (エチルアミノ) -1・3・5-ト	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
リアジン(以下「シマジン」という。)	
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ジル(以下「チオベンカルブ」という。)	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検
	液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウ	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
ラム」という。)	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」という。)	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチ	検液中に検出されないこと。
オホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパ	
ラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチル	
パラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチル	
チオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエ	
チルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホ	
ネイト(別名EPN)に限る。別表第20において	
同じ。)	

別表第19(第52条第2号関係)土壤含有量基準

1135 N110 (N100 N N D 1 N N D T A	K 口 11 重 查 于
特定有害物質の種類	土壤含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
シアン化合物	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。

別表第20(第52条第3号関係)地下水基準

	+M L →V E 2/E
特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出さ
	れないこと。
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
チウラム	1 リットルにつき0.006 ミリグラム以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006 ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。
<u>PCB</u>	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。
セレン及びその化合物 テトラクロロエチレン チウラム 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ベンゼン ほう素及びその化合物 PCB	れないこと。 1 リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。 1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。 1 リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。 1 リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。 1 リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。 1 リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。 1 リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。 1 リットルにつきの0.01ミリグラム以下であること。 は出されないこと。

第16号様式 (第49条の2関係)

土壤汚染等調査結果報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

報告者 住 所

氏 名

印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第55条第1項(第2項)の規定により、土壌汚染等調査の結果について、次のとおり報告します。

特定有害物質等取扱工場等又は	
土地の形質の変更に係る事業の名称	
特定有害物質等取扱工場等又は	
土地の形質の変更の対象	
となる土地の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準	
に適合していないおそれがある	
特定有害物質の種類	
土壌汚染等調査の結果	別添のとおり
分析を行った計量法第107条	
の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壌汚染等調査を行った	
指定調査機関の氏名又は名称	
土壌汚染等調査に従事した者を	
監督した技術管理者の氏名及び	
技術管理者証の交付番号	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

調査計画書届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第56条第1項の規定により、調査計画書の作成について、次のとおり届け出ます。

特定有害物質等取扱工場等又は 土地の形質の変更に係る事業の名称	
特定有害物質等取扱工場等又は土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	
特定有害物質等の取扱いの状況	
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある	
特 定 有 害 物 質 の 種 類	
土壤汚染等調査計画書	別添のとおり
土 壌 汚 染 等 調 査 を 行 う指定調査機関の氏名又は名称	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

報告者 住 所

氏 名

印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第57条第1項の規定により、 過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等の調査の結果について、 次のとおり報告します。

土地	1の形質の変更に係る事業の名称	
土:	地の形質の変更の対象なる 土 地 の 所 在 地	
土 :	地の形質の変更の種類	
土:	地の形質の変更の場所	
土坦	也の形質の変更の着手予定日	
土:	地の形質の変更の規模	
対象	現在の土地利用の状況	
地	過去の特定有害物質等を 取り扱っていた工場等の設置の	
0	状況その他の土地の利用の履歴	
概要	当該工場等の特定有害物質等の取扱いの状況	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

自主	調査結	果報告書	計			
				年	月	日
(宛先) 名古屋市長						
報告	者住	所				
		名への場合は、	、所在地、	名称及び	代表者	印氏名)
市民の健康と安全を確保する環境主調査の結果について、次のとおり			例第57条	_き の 2 の規 	定によ 	り、自
自主調査を行った土地の所在地						
自主調査を行った土地の場所						
自 主 調 査 の 結 果	別添	のとおり				
分析を行った計量法第107条の 登録を受けた者の氏名又は名称 構考1 用紙の大きさは、日本工業規						

- - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、 本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

第1項

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第58条の7第2項の規定によ 第3項

り、拡散防止管理区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

拡散防止管理区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 着手予定日(又は着手日)	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 完了予定日(又は完了日)	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、 本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

第1項

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第58条の9第2項の規定によ 第3項

り、形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時届出管理区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土 地 の 形 質 の 変 更 の着手予定日(又は着手日)	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 完了予定日(又は完了日)	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

措置管理区域台帳

整理番号	指定年月	日・指定番号	・指定番号 所在地					
調製·訂正年月	日		•					
措置管理区域の				面積				
地下水汚染の有無(土壌溶出量基準不適合の場合)				有	·	無		
土壌汚染のおる	それの把握、試料	4採取等を行う	区画の選定等又					
は試料採取等を	を省略した土壌液	5染等調査又に	は自主調査の結果					
により指定され	1た措置管理区域	成にあっては、	その旨及び当該					
省略の理由	,							
	報告受理年月日	指定に係る特	寺定有害物質の種類	類	適合しない基	準項目		指定調査機関の名称
 措置管理区域				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
内の土壌の汚			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準					
染状態				含有量基	基準・溶出量基準	・第二溶	出量基準	
米 // 图				含有量基	基準・溶出量基準	・第二溶	出量基準	
				含有量基	基準・溶出量基準	・第二溶	出量基準	
	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の	変更の種類	実施者	土坑	襄搬出	管理汚染土壌の処理方法
土地の形質の						有	•無	
変更の実施状						有	•無	
況						有	•無	
						有	•無	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

拡散防止管理区域台帳

整理番号		指定年月日・指定	定番号		所名	E地			
調製・訂正年	月日								
拡散防止管理	区域の概況							面積	
地下水汚染の	有無(土壌溶	出量基準不適合の)場合)				有	· 無	
土壌汚染のお	それの把握、	試料採取等を行う	区画の	選定等又					
は試料採取等	を省略した土	壌汚染等調査又に	は自主調	査の結果					
により指定さ	れた拡散防止	管理区域にあって	には、そ	の旨及び					
当該省略の理	由								
汚染の除去等	の措置が講じ	られた拡散防止管	曾理区域	にあって					
は、その旨及	び当該汚染の	除去等の措置							
	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目			指定調査機関の名称	
₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩						含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
拡散防止管理					含有量基準	售・溶	出量基準・	第二溶出量基準	
区域内の土壌 の汚染状態				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準					
7/7朱小忠					含有量基準	售・溶	出量基準・	第二溶出量基準	
					含有量基準	售・溶	出量基準・	第二溶出量基準	
	届出(着手)時期	完了時期	土地	の形質の変	更の種類		実施者	土壌搬出	管理汚染土壌の処理方法
土地の形質の								有・無	
変更の実施状								有・無	
況								有・無	
								有・無	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

形質変更時届出管理区域台帳

整理番号		指定年月日	・指定番号		所在地		
調製・訂正年	月日		·				
形質変更時届出管理区域の概況 面積							
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又							
は試料採取等	を省略した土壌汚	5染等調査又は自主	三調査の結果				
により指定され	れた形質変更時届	出管理区域にあっ	っては、その				
旨及び当該省	各の理由						
汚染の除去等の	の措置が講じられ	た形質変更時届出	営理区域に				
あっては、その	の旨及び当該汚染	の除去等の措置					
汚染の拡散の	方止等の措置が講	靠じられた形質変 更	[時届出管理				
区域にあってん	は、その旨及び当	i該汚染の拡散の関	が止等の措置				
第53条の7第	1 号ウ若しくはエ	- 又は第53条の16第	94号に該当				
する区域にあっ	っては、その旨						
	報告受理年月日	指定に係る特定を	有害物質の種類	通	適合しない基準	準項目	指定調査機関の名称
形質変更時届				含有量基準•	溶出量基準	• 第二溶出量基準	
出管理区域内				含有量基準・	溶出量基準	• 第二溶出量基準	
の土壌の汚染				含有量基準•	溶出量基準	• 第二溶出量基準	
状態				含有量基準•	溶出量基準	• 第二溶出量基準	
				含有量基準•	溶出量基準	• 第二溶出量基準	
	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の	の変更の種類	実施者	土壌搬出	管理汚染土壌の処理方法
土地の形質の						有・無	
変更の実施状						有・無	
況						有・無	
						有・無	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

管理汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

钔

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第60条第1項の規定により、管理汚染土壌の搬出について、次のとおり届け出ます。

管 理 区 域 の 所 在 地	
管理汚染土壌の特定有害	
物質による汚染状態	
管理汚染土壌の体積	
管理汚染土壌の運搬の方法	
管理汚染土壌を運搬	
する者の氏名又は名称	
管理汚染土壌を処理	
する者の氏名又は名称	
管理汚染土壌を処理する施設の所在地	
管理汚染土壌の搬出の着手予定日	
管理汚染土壌の搬出完了予定日	
管理汚染土壌の運搬完了予定日	
管理汚染土壌の処理完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の	
使用者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに	
所有者の氏名又は名称及び連絡先	
(運搬の際、積替えを行う場合に限る。)	
保管施設の所在地並びに所有者の	
氏名又は名称及び連絡先	
(保管施設を用いる場合に限る。)	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、 本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

9号様式の2 (第55条の3 関係)									
	管理》	汚染土壌の	区域	外搬出変	で更届出	書			
(宛先)名古屋					年	月	日		
		届出者	住	所					
			氏 (法人	名の場合は、	所在地、	名称及び	代表者」	印氏名)	
市民の健康と安 管理汚染土壌の搬							規定に	より、	
変更しようとす	る事項								
変更の内容	変更前								
	変更後								
変 更 の	理由								
内容に変更がなV 添 付 を 省 略									

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

書類又は図面

2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、 本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

非常災害時における管理汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

钔

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第60条第3項の規定により、管理汚染土壌の搬出について、次のとおり届け出ます。

管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 管理汚染土壌の体積 管理汚染土壌の搬出の着手日 管理汚染土壌の搬出の着手日 管理汚染土壌の搬出の完了日 搬出先から再度搬出を行う場合に あっては、当該搬出の着手予定日 管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の処理する施設の所在地 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	1	
管理汚染土壌の 撤出 先 管理汚染土壌の搬出の着手日 管理汚染土壌の搬出の売了日 搬出先から再度搬出を行う場合に あっては、当該搬出の着手予定日 管理汚染土壌の運搬の方法 管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の 運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管 施設の 所在 地並びに	管理区域の所在地	
管理汚染土壌の搬出の着手日 管理汚染土壌の搬出の着手日 管理汚染土壌の搬出の完了日 搬出先から再度搬出を行う場合に あっては、当該搬出の着手予定日 管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
管理汚染土壌の搬出の着手日 管理汚染土壌の搬出の完了日 搬出先から再度搬出を行う場合に あっては、当該搬出の着手予定日 管理汚染土壌の運搬の方法 管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌の体積	
管理汚染土壌の搬出の完了日 搬出先から再度搬出を行う場合に あっては、当該搬出の着手予定日 管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌の搬出先	
搬出先から再度搬出を行う場合に あっては、当該搬出の着手予定日 管理汚染土壌の運搬の方法 管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌の搬出の着手日	
あっては、当該搬出の着手予定日 管理汚染土壌の運搬の方法 管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌の搬出の完了日	
管理汚染土壌の運搬の方法 管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	搬出先から再度搬出を行う場合に	
管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	あっては、当該搬出の着手予定日	
管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌の運搬の方法	
管理汚染土壌を処理する施設の所在地 管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
管理汚染土壌の運搬完了予定日 管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	
管理汚染土壌の処理完了予定日 運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌を処理する施設の所在地	
運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌の運搬完了予定日	
使用者の氏名又は名称及び連絡先 積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	管理汚染土壌の処理完了予定日	
積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	運搬の用に供する自動車等の	
所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	使用者の氏名又は名称及び連絡先	
(運搬の際、積替えを行う場合に限る。) 保管施設の所在地並びに	積替えを行う場所の所在地並びに	
保管施設の所在地並びに	所有者の氏名又は名称及び連絡先	
	(運搬の際、積替えを行う場合に限る。)	
三十老の「A T) A A A T 7	保管施設の所在地並びに	
所有者の氏名又は名称及の連絡先	所有者の氏名又は名称及び連絡先	
(保管施設を用いる場合に限る。)	(保管施設を用いる場合に限る。)	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

	整理	番号				
管 氏名又は名称、 理 法人にあっては 票 代表者の氏名 交付 住所又は所在地 運 氏名 運搬 氏名 受 託 住所又 住所又	又は名称 処理 氏 受	名又は名称 交付担当者の 氏 名				
交付 住所又は所在地 託 住所又 者 及 び 連 絡 先 者 及 び	は所在地 託 住所	所又は所在地 び 連 絡 先	年月日			
管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(※該当欄に	濃度又はレ点を記入)					
溶出量 第二溶出量	溶出量第二溶出量	溶出量 第二溶出量 含有量				
基準超過 基準超過	基準超過 基準超過	基準超過 基準超過 基準超過 第788 (27.11)				
	コエチレン ロ カドミウム 3					
· ·		五化合物				
_ ,		化合物				
		その化合物 管理汚染土				
		ドその化合物 壌の体積	m ³			
		の化合物				
□ テトラクロロエチレン □ 有機り,□ 1,1,1-トリクロロエタン		その化合物 管理汚染土				
□ 1,1,2-トリクロロエタン		その化合物 壌の重量				
1,1,4 177/1144/7	口は分衆人の	**Cov La100	t • kg			
管理区域の所在地 自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 運搬区間						
積 □ 積替え場所 □ 保管場所	自動車等の番号					
積		J.				
え 所有者の氏名又は名称	担当者氏名	·				
え 所有者の氏名又は名称 又 連 絡 先	t 71 to bbs - 7 1		年月日			
保 □ 傾倒な場所 □ 保官場所	自動車等の番号	-				
管 名称及び所在地 場 所有者の氏名又は名称	担 当 者 氏 名	\downarrow				
所 連 絡 先	担 自 有 以 名		年 月 日			
	自動車等の番号		十 万 口			
名称	日到中午の田石	-				
所 在 地	担 当 者 氏 名	\downarrow				
許 可 番 号			年月日			
引 油 1 た 戸 け	V × o r. b					
た 者 の 氏 名	当者の氏名	処理方法 処理をフェーク 処理終了年月日	年 月 日			
運搬受託者から 加州会託者	皆からの返送確認日 佐 日 日	備考				
の返送確認日 年 月 日 歴史受託	年月日	ИН ⁷ 7				

搬出管理汚染土壌の運搬・処理状況確認届出書											
(宛先	E)名古屋市長							年	Ξ	月	日
			J	届出者	住	所					
					氏 (法人 <i>0</i>	名 D場合は、	、所在地、	名称》	及び代	式表者氏	印(法名)
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第60条の5第6項の規定により、管理汚染土壌の運搬又は処理の状況について、次のとおり届け出ます。											
管理票	交付年月	日									
日生录	交 付 番	号									
管理 🗵	区域の所有	E 地									
	染土壌の特定 よる汚染ね										
管理汚	染土壌の体	本 積									
届出書提出事由				管理票	に必要		ご受けてV 記載されて ぶある		/ \		
届出書排	是出事由に係	る者		運搬受	託者		〕 処理受	泛託者			
氏 名	又は名	称									
住 所	又は所在	:地									
把握した運搬又は処理の 状況及びその把握の方法											

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。